# 自己点検・評価中間報告書

2018 (平成30) 年度

新潟青陵大学

# 目 次

序	章•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第1	章	(理	念·	月	的)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
第2	章	(内:	部質	〔保	証)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第3	章	(教	育矿	F究.	組絹	哉)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
第4	章	(教	育調	<b>果程</b>	• =	学習	成	果	(	•	•	•	•	•	•	•	25
第5	章	(学:	生の	)受	けノ	しれ	,)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
第6	章	(教	員・	教	員糺	且織	<del>(</del> )	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
第7	章	(学:	生支	泛援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
第 8	章	(教	有	开究	等	環境	き)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
第 9	章	(社	:会ì	車携	<b>.</b>	社会	貢	献	(5	•	•	•	•	•	•	•	66
第 10	) 章	(大	学	軍営	<b>;</b> • )	財務	务)										
第	1 飣	<b>万</b> (]	大学	運	営)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77
第	2 餌	j ()	財務	इ) •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	85
终	幸.				_							_	_	_	_	_	90

# 序章

# 1. 新潟青陵大学の自己点検・評価の目的

新潟青陵大学はその建学の精神「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」に立脚した社会の切実な要請に応えるべく、保健・看護・福祉の分野で地域に貢献できる高度専門職業人の育成を目指し、2000(平成12)年4月に4年制大学として発足した。看護系では県内最初の4年制大学として今日に至るまで多くの人材を地域社会に輩出してきた。2006(平成18)年4月には研究教育水準の向上発展を意図として、大学院臨床心理学研究科(修士課程)を発足させた。さらに、開学から13年経った2014(平成26)年4月に、看護教育の新たな進化を求める社会的要請に応えるべく、これまでの教育・研究・実践の実績を踏まえ大学院看護学研究科を開設した。その後、2015(平成27)年4月には、より「高度な」専門的職業人養成の教育型大学として地域における専門的な「知の拠点」となるべく、看護学部と福祉心理学部に学部を分離分割した。

本学が率先して遂行する自己点検・評価は、大学の教育・研究・管理等の質を担保すべく現状への厳しい自己点検・評価を自らに課し改善・改革に努めるものであり、本学の堅実な発展の重要な契機として位置づけられる。本学の自己点検・評価は、学長諮問委員会である「自己点検・評価委員会」主導の下、全教職員が関わる形で実施している。大学院においても、大学院運営に資するため、研究科長を委員長とする「自己点検・評価・FD 委員会」を設置し、学部の自己点検・評価委員会と歩調を合わせて点検・評価を行ってきている。

#### 2. 前回の大学認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動の概要

1)教育内容・方法・成果(1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針「教育課程の編成・実施方針について、学部・研究科ともに教育内容、教育方法に関しての基本的な考え方というよりも、学習後の学生の到達目標に近い内容となっているため、適切な内容となるよう改善が望まれる。」との指摘を受けた。大学全体として、学長を委員長とする教学改革推進会議において、3つのポリシー相互の関係性を明確にし、教育の質的転換を図ることとした。2015(平成27)年度第6回教学改革推進会議において、改善に向けた方針として、3つのポリシーの策定の法令的義務付け、および中央教育審議会3つのポリシーの「策定及び運用に関するガイドライン」に沿った改善を行うことが確認された。2016(平成28)年度第2回教学改革推進会議において3つのポリシーの見直しとその方向性が「新潟青陵大学教育イニシアティブ」で示され、抽象的な表現ではなく、リアリティーのある具体的なポリシーとすることとした。特に教育課程の編成・実施方針(CP)に関しては、地域の「知」を育むために、基本教育課目と専門教育科目等を体系的に編成し、学士・修士課程教育を行うこととした。合わせて、PDCAサイクルの起点となる卒業認定・学位授与の方針(DP)を確定させた。また、特に入学者受け入れの方針(AP)の中に入学時の「学力の3要素」を含ませることとし、5回の会議を経て、2017(平成29)

年2月9日開催の第7回教学改革推進会議において承認された。DPとカリキュラムの対照表も併せて作成した。

# 2) 教育内容・方法・成果(3) 教育方法

「教育内容・方法等の改善に向けた取り組みに関して、大学全体では「FD委員会」によって行われているが、臨床心理学研究科及び看護福祉心理学部独自のFD活動が行われていないため、改善が望まれる。」との指摘を受けた。まず、臨床心理学研究科では、個々の教員間の情報共有は行っていたが、具体的な教育内容・方法の改善に向けた独自のFD活動は行われていなかった。2016(平成28)年度第1回大学院臨床心理学研究科委員会において、教員の力量向上のためには、自らの研究や体験、研修で学んだことを他の教員と情報共有することが重要であることが確認され、大学院研究科独自のFD研究・事例発表会を年度毎に組織的に計画・実施することを決定し、授業改善等に繋げている。

学部教員と研究科教員がともに参加するFD委員会が主導し、全教職員による課題・情報の共有を所管事項として「アクティブ・ラーニングを考える」、「GIS(地図情報システム)の現状と将来」、「情報教育の将来」、「授業支援アプリ(ロイロノート・スクール)講習会」、「発達障害を持つ学生の理解と支援の方法」、「職場におけるポジティヴマネージメント」、「これからのAIリテラシー教育のために」などの研修会を開催し教育方法・授業改善に繋げている。

#### 3)教育内容・方法・成果(3)教育方法

「看護福祉心理学部福祉心理学科において、1年間に履修登録できる単位数の上限が50単位(半期各25単位)と高く、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。」との指摘を受けた。これに対しては、いち早く2014(平成26)年1月開催の第11回教務委員会において、履修規程の修正について協議し、GPAの基準により履修登録の上限を調節する修正案(CAP制)が策定された。その後、2014(平成26)年2月開催の第14回教授会において審議し承認され、履修規程第3条に「第3項」及び「第4項」を追加した。修正された履修規程は、学生便覧および学生ポータルサイト「N-COMPASS」のインナーWEB「GPA分布」において学生に周知している。

# 4) 教育内容・方法・成果(4) 成果

「臨床心理学研究科では、学位論文審査基準について、あらかじめ学生に明示されていないので、『学生便覧』等で明示することが望まれる。」との指摘を受けた。臨床心理学研究科において、教員間では修士論文審査基準に関する情報共有は行っていたが、明文化にはいたっていなかった。 2018 (平成30) 年7月開催の第6回大学院臨床心理学研究科委員会において、大学院生にも解り易い内容での修士論文審査基準について審議し承認された。大学院生へは7月中に基準を公開し、毎年度9月に開催される後期オリエンテーション

において再度周知することにしている。

# 5) 学生支援

「ハラスメント防止のための措置については「就学、就労若しくは教育環境の整備に関する規程」に定め、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」の作成をしているが、セクシャル・ハラスメント以外のハラスメントに対する学生・教職員への周知が十分ではないので改善が望まれる。」との指摘を受けた。以前は、教職員の間でハラスメントに関する情報共有は行っていたが、明文化にはいたっていなかった。 2018 (平成30) 年3月開催の学内理事会において、ハラスメント防止・対策規則等の整備について審議了承され、2018 (平成30) 年4月開催の第1回全学教員会議において報告、同年4月1日から施行した。当該規則等は、大学HPの公開情報に掲載し、学生教職員への周知を行っている。

その他、本学に対する様々な改善に関する助言・提言を真摯に受けとめ、自己点検・自己 評価体制を強化し組織づくりに取り組んできた。

そのうち、「両学科の教育目的に共通なキーワードとして、「国際」とあるが、それを 意識したプログラムの展開を期待したい。」との助言を受けた。本学は長・中期目標の基 本項目VII「国際交流」で「看護・福祉・心理学分野のグローバル化への対応」を掲げ、

「海外の大学間協定締結拠点大学との国際学術交流促進」を推進している。中でも韓国コットンネ大学と2010(平成22)年11月22日に交流協定を締結以来(2016(平成28)年3月に交流協定更新)、コットンネ大学からの研修旅行受入を5回(基本的に隔年)、本学学生のコットンネ大学への研修旅行を4回(基本的に隔年)、コットンネ大学学生や関係者と本学学生との合同でのフィリピンにおけるボランティア活動を7回(基本的に毎年)実施している。また、共同研究や、互いの大学の学術的集会への研究者の派遣、互いの文化活動への講演・演奏者の派遣、学長の相互訪問等の活動を実施してきた。また、中華人民共和国北京師範大学珠海分校と2018(平成30)年3月27日に短期プログラム協定を締結した。これに基づき、北京師範大学珠海分校が2018(平成30)年7月に本学において短期研修プログラムを実施し、日本語の研修および日本文化に対する理解を深める研修を行った。このように、全学をあげて「国際」を意識したプログラムを展開してきた。

本学は、大学基準協会による 2014 (平成 26) 年度の認証評価において、「大学基準協会の大学基準に適合していると認定する」との評価結果を受け、上記のように評価に付された意見・助言を踏まえて更なる自己点検・評価活動を行ってきた。

今回は、2015 (平成 27) 年度から 2018 (平成 30) 年度までの 4 年間の取組み内容について「自己点検・評価中間報告書」にまとめた。

#### 第1章 理念・目的

# (1) 現狀説明

点検・評価項目①: <u>大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、</u> 学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1:学部においては学部、学科ごとに、研究科においては研究科ごとに

設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2:大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

新潟青陵大学は、学校法人青陵学園建学の精神である「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」(根拠資料 1-1 平成 30 年度学生便覧 p. 1) に則して「実学教育」を基調として 2000 (平成 12) 年に開学し、医療看護福祉分野で地域に貢献し うる人材育成を目指し看護福祉心理学部を設置した。

「こころの豊かな看護と福祉の実践」を大学の教育理念とし、「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」を大学の教育目的と定めた。大学設置にあたり、「生命尊厳・人間尊重の理念に基づき、国民の福祉と健康を支え、全人的な視点からこれを保障するという社会の要請に応えると共に、クオリティ・オブ・ライフ(QOL)の向上を実現すべく、看護学科と福祉心理学科連携の下に教育・研究を行い、医療福祉面での地域社会に貢献できる人材の養成」を教育理念・目標に掲げた(根拠資料 1-2 平成 30 年度学生便覧 p. 2)。

時代と地域の要求に合わせて「心の専門家」の育成を目指して 2006 (平成 18) 年に大学院臨床心理学研究科(臨床心理学専攻修士課程)を新設し、大学院教育を行ってきた。

2010 (平成 22) 年の本学設立 10 周年を大学の理念・目的・他の目標等の全体的な統一を 図る機会とし、以下のように定めた。

大学の理念:「こころの豊かな看護と福祉の実践」

大学の目的:「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」

教育上の理念:「生命尊厳・人間尊重」

教育の目的:「国民の健康と福祉を支える実践的な人材を培う」

(根拠資料 1-3 【平成 28 年度第 2 回教学改革推進会議資料】新 3P と大学教育イニシアティブ)

その後、2014 (平成 26) 年 4 月に、看護教育の新たな進化を求める社会的要請に応えるべく、新潟青陵学園のこれまでの教育・研究・実践の実績を踏まえて、大学院看護学研究科を開設した。

2015 (平成 27) 年には、理論と実践の両面においても、我が国の看護・福祉領域における研究水準は飛躍的に向上し、地域福祉の分野においては地域社会におけるリーダーの役割

を担いうる総合的な視野と高いレベルの専門的知識を持ったエキスパートが求められ、看護の分野では経験豊富で高い専門知識を有する看護師が求められる社会的需要に対応するために、より「高度な」専門的職業人養成の教育型大学として地域における専門的な「知の拠点」となるべく、看護学部と福祉心理学部に学部を分離分割した。

この経緯の中、学内外の多様な社会のニーズや学問の進歩に、受身ではなく半歩先に先行して柔軟な対応が可能なシステム構築が、強く求められているとし、ビジョンは大学の地域の「知」の拠点づくりとし、長期的にはイノベーションセンターづくり、中期的には"「新潟青陵学」を育てるプラットホームづくり"と、その立つ位置を明確にする「長・中期目標」を掲げた。そこで、看護学、福祉学、心理学が協働して教育できる特徴を踏まえ、地域の「知」の拠点として本学が「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」を醸成し獲得する事を、教育の基本的な考えと定めた。(根拠資料 1-4 長・中期計画の概要(目指すもの))。

これらの理念や教育目標等に基づき、本学の2研究科および2学部(3学科)では、研究 科並びに学部、学科ごとに人材育成その他の教育研究上の目的等を設定している。

たとえば、研究科についてみると、看護学研究科では教育上の理念「生命尊厳・人間尊重」を踏襲し教育研究における基盤として、「ケアのこころ」と「実践知」の2つのキーワードを掲げている。学部については、両学部とも「生命尊厳・人間尊重」の理念に基づき教育上の目的を設定し、看護学部看護学科では教育目標につなげ、福祉心理学部では特色・使命を掲げている。また、社会福祉学科並びに臨床心理学科においても教育上の理念「生命尊厳・人間尊重」に基づく教育目標を設定している。

以上のことから、本学は建学の精神に基づき理念を掲げ、時代と地域の要求に合わせて、 全学的な教育研究上の目標を見直しながら、組織も発展させてきた。また、研究科・学部の 目的・目標は、大学の理念・目的に基づき適切に設定しており、高等教育機関としてふさわ しいものであり、かつ個性や特徴が示されていると判断できる。

点検・評価項目②: 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる 規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表 しているか。

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、 研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目

的の適切な明示

評価の視点2:教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の

理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学においては、研究科及び学部・学科ごとの教育研究上の理念や目的等を主に学生便覧

に明示している。特に、両学部の学則に大学の「教育上の理念」を明示し、それに基づくそれぞれの「教育上の目的」を掲げている。

大学構成員全体に毎年度配布している学生便覧に、本学の理念・目的、特色、研究科・学科ごとの目的が詳細に記載されている。(ただし、正しい大学の理念等が掲載されていない。)学部学生に対しては、入学時に必修科目として設定されている「フレッシュマンセミナー」の中で、この学生便覧をテキストとして、しっかり時間をかけて学ばせている。また、新たに着任した教職員には新入生とともに、このセミナーを受講するようにしている。

社会に対しては、本学ホームページに「教育方針・教育目標」を設けているものの、現在は適切な掲示ができてない状況にあり、早急に整備する必要がある(根拠資料 1-5 本学ホームページ 大学総合案内 教育理念、教育目標)。両研究科はホームページに教育目標(看護学研究科)と教育研究上の理念・目的(臨床心理学研究科)を掲載している。両学部は、ホームページに「3つのポリシー:アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー」を掲載しているが、「教育方針・教育目標」等を適切に明示できてない状況にあり、早急に整備する必要がある(根拠資料 1-6 本学ホームページ【看護学部】教育目標・ポリシー)(根拠資料 1-7 本学ホームページ【社会福祉学科】教育目標・ポリシー)(

また、オープンキャンパスや本学主催学校説明会において、建学の精神、大学の理念・目的、教育理念・目標、教育課程の特色等について学長等から説明を行っている。

以上のことから、大学院においては研究科ごとに、学部においては学部、学科ごとに、設定する人材育成および教育研究上の目的等を設定しているものの、学則にすべて明示していない状況にある。また、学則、便覧や刊行物を通じて、教職員並びに学生および社会に、理念・目的、学部・研究科の目的等を周知及び公表していると判断できる一方、学内に対しては学生便覧の記載内容を適切に修正し、社会に対しては本学ホームページによる周知内容の改善が必要な状況である。

点検・評価項目③: 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1:将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は、長・中期目標・計画(平成 27 年度<sup>~</sup>平成 33 年度)を設定している。背景は以下 の通りである。

本学においては、平成 22 年の本学設立 10 周年を機に、高度専門職業人の育成を目指し

た大学院看護学研究科を新設し、平成27年には看護福祉心理学部(看護学科と福祉心理学科)を二学部(看護学部と福祉心理学部)、三学科(看護学科、社会福祉学科、臨床心理学科)に分離改組した。その際、大学の理念、目的、他のポリシーの全体的な統一を図り、「こころの豊かな看護と福祉の実践」を大学の理念、「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」を大学の目的、「生命尊厳・人間尊重」を教育上の理念、「国民の健康と福祉を支える実践的な人材を培う」を教育の目的とした。

加えて、多様な社会のニーズや学問の進歩に、受身ではなく半歩先に先行して柔軟な対応が可能なシステム構築が、強く求められていることを受け、ビジョンは大学の地域の「知」の拠点づくりとし、長期的にはイノベーションセンターづくり、中期的には"「新潟青陵学」を育てるプラットホームづくり"と、その立つ位置を明確にした。これは、進行中の文部科学省の大学教育の質的転換を目指す新方針に沿い、本学の看護学、福祉学、心理学を協働して教育できる特徴を踏まえた教育の基本的な考えへと繋がっている。地域の「知」の拠点として二学部が連携し、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得を目指すため、長・中期計画を設定した(根拠資料 1-4 長・中期計画の概要(目指すもの)、根拠資料 1-9 長・中期計画)。

長・中期計画の活動基本項目として、6項目(「組織・運営基盤」、「入試」、「教育(教学)」、「研究」、「学生支援」、「社会連携」、「国際化」)を定めた。これらの基本項目に沿って、学部、研究科、事務局と、それらに属する各種委員会の諸活動を、PDCAサイクル方式を毎年繰り返して内部質保証を推進・履行する方式も併せて導入した(根拠資料 1-10 PDCAサイクルシート(各部局活用版))。長・中期計画は平成27年度から開始し、平成30年度までの活動を中間評価し、平成33年度に最終評価を実施する予定にしている(根拠資料1-11認証評価と長・中期目標の対象期間について(修正版)2018.5)。

これまで長・中期計画の施策として、特に基本項目VI「社会連携と生涯学習」では中期目標「看護・福祉・心理学などの分野と関わるステークホルダーとの協働による地域振興・活性化」を掲げ、その実現を検討してきた。その中心は、平成27年度に採択された文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」の「『ひと・まち・しごと』創生を循環させるNIIGATA人材の育成と定着」事業であり、それに参加校として加わり、協働する大学、自治体、企業等との繋がりを強固にした(根拠資料1-12新潟青陵大学地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+))。

その間、本大学は、地域貢献や学術研究などに関する地域との包括連携協定を積極的に結んだ。すでに締結していた地元新聞社及び自治体に加えて、阿賀町(新潟県)平成27年3月、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家(新潟県)平成27年5月、新潟市(新潟県)平成27年6月並びに社会福祉法人新潟市社会福祉協議会(平成27年8月)と包括連携協定を結び、長・中期目標の達成に努めてきた(根拠資料1-13本学ホームページ 地域との連携協定)。

#### (2) 長所・特色

本学は建学の精神に基づき理念を掲げ、時代と地域の要求に合わせて、全学的な教育研究 上の目標を見直してきた。研究科・学部の目的・目標は、大学の理念・目的に基づき適切に 設定しており、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されている と判断できる。

また、大学の理念と近年の社会のニーズや学問の進歩から、地域の「知」の拠点として二学部が連携し、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得を目指すため設定した長・中期計画は、特に「社会連携」の分野で「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」や複数の包括連携協定締結など高い実績を生んでいる。

#### (3) 問題点

研究科・学部の目的・目標は、大学の理念・目的に基づき適切に設定している。しかし、 臨床心理学系の研究科と学科で、設立の経緯から、完全に大学の理念・目的に基づく目的・ 目標とはなっていない状況にあることについては、全学的課題として早急に改善すべく、見 直しを完了するよう大学として取り組んでいく。

教職員及び学生への周知並びに社会に対する公表については、検討の余地がある。学内に対しては、研究科・学部の教育目標等の語句が不統一であることについて早急に検討し、そのうえで学生便覧の記載内容を適切に修正する必要がある。社会に対しては、学部のホームページ上でそれぞれの教育研究目標が掲載されていないままになっているため、早急に修正が必要である。

#### (4) 全体のまとめ

本学は建学の精神に基づき理念を掲げ、時代と地域の要求に合わせて、全学的な教育研究上の目標を適切に掲げている。特に、本学設立 10 周年を機に、大学の理念、目的及び教育の目的を見直し、他のポリシーの全体的な統一を図った。

また、大学の理念と「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得を目指す ため設定した長・中期計画を掲げ、「社会連携」の分野で高い実績を生んできた。

一方、上記の内容を、学生便覧並びに本学ホームページ上に適切に掲載できていない状況 にあり、早急に修正する必要がある。

#### 【根拠資料】

- 資料 1-1 平成 30 年度学生便覧 p. 1
- 資料 1-2 平成 30 年度学生便覧 p. 2
- 資料 1-3 【平成 28 年度第 2 回教学改革推進会議資料】新 3P と大学教育イニシアティブ
- 資料 1-4 長・中期計画の概要(目指すもの)
- 資料 1-5 本学ホームページ 大学総合案内 教育理念、教育目標 http://www.n-seiryo.ac.jp/about/philosophy/
- 資料 1-6 本学ホームページ【看護学部】教育目標・ポリシー http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsu/nursing/policy/
- 資料 1-7 本学ホームページ【社会福祉学科】教育目標・ポリシー
- http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsu/welfare/policy\_shakaifukushi/ 資料 1-8 本学ホームページ【臨床心理学科】教育目標・ポリシー
- http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsu/welfare/policy\_rinshoshinri/
- 資料 1-9 本学ホームページ 長・中期計画 http://www.n-seiryo.ac.jp/about/
- 資料 1-10 PDCA サイクルシート (各部局活用版)
- 資料 1-11 認証評価と長・中期目標の対象期間について(修正版) 2018.5
- 資料 1-12 新潟青陵大学 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+) http://www.n-seiryo.ac.jp/coc/
- 資料 1-13 本学ホームページ 地域との連携協定 http://www.n-seiryo.ac.jp/about/area/

#### 第2章 内部質保証

# (1) 現状説明

点検・評価項目①:内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1:下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設 定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる2研究科、2学部および他組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

本学の内部質保証に関する基本的考え方を「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」とし、本学の教職員にこの目的を達成するために、自己点検・評価およびファカルティ・ディベロップメント (FD) の実施に協力を求めている。この基本的考え方を達成するため、2000 (平成 12) 年の開学と同時に自己点検・評価に関する規程を制定し、2005 (平成 17) 年より「自己点検・評価・FD に関する規程」を新たに制定した(根拠資料2-1 新潟青陵大学自己点検・評価・FD に関する規程)。

体制としては、新潟青陵大学委員会規程第3章により、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として自己点検・評価委員会を設置し、その主導の下、自己点検・評価を実施している(根拠資料2-2 新潟青陵大学委員会規程第3章)。自己点検・評価委員会は各研究科及び各学部を管轄する学長諮問機関として組織された委員会であり、全学的な自己点検・評価の権限と役割を担う。実際には、自己点検・評価委員会は各研究科及び各学部並びに大学内の各分野の組織で実施している毎年度の自己点検・評価を主導している(根拠資料2-3 全学的観点による自己点検・評価の体制-再修正版-171010)。2研究科および2学部並びに各組織が自己点検・評価する共通のPDCAサイクルシートを管理し(根拠資料2-4 PDCAサイクルシート(各部局活用版))、自己点検・評価委員会にて本学の「長・中期目標」と2研究科および2学部並びに各組織の活動とを自己点検・評価委員会にて評価している(根拠資料2-5 H30年度PDCAサイクルシート&大学長・中期目標照合表)。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上については、2014(平成26)年に「新潟青陵大学教学改革推進会議規程」(根拠資料2-6新潟青陵大学教学改革推進会議規程)を制定し、その中で「教学運営の重要事項を検討するとともに、教育の質向上を目指す全学的な教

学改革を遂行するため、(1)教育課程の全学的な方針策定に関すること、(2)教学改革に関する政策形成及び制度設計の検討並びに提言および(3)その他教学運営の重要事項に関することを検討し、企画・立案する方針を掲げている。教学改革推進会議では、2012(平成24)年度に一貫したものとなるように整理・修正を加えた大学の理念・目的、教育理念・目的および学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針について、2016(平成28)年度に再び、これら3つの方針の策定のための基本方針を明らかにし、見直しが行われた(根拠資料2-7第1回教学改革推進会議【議事録】20160414)。

自己点検・評価委員会および教学改革推進会議の構成員には、各研究科、各学部、各学科 及び各組織の長が入っており、その他各研究科及び各学部選出の構成員が加わっている(資料 2-8 H30 年度大学・大学院組織表 H30.4.1 全学教員会議版)。

特に研究科長並びに学部長は、担当する研究科及び学部にて内部質保証の方針及び手続を全教職員が共有するよう主導している。

以上、本学の内部質保証の内容は全学的な基本方針に沿って明確にされており、基本方針 並びに議論の過程は学内の誰もが容易に参照できるよう学内ファイルサーバーで共有して おり、適切に内部質保証方針を定め明示していると判断できる。

点検・評価項目②:内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

新潟青陵大学委員会規程第 3 章により、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「自己点検・評価委員会」を設置している(根拠資料 2-2 新潟青陵大学委員会規程第 3 章)。「自己点検・評価委員会」が担う自己点検・評価項目は、

- (1) 大学の教育理念及び目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員·教員組織
- (4) 教育内容・方法・成果
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 学生支援
- (7) 教育研究等環境
- (8) 社会連携·社会貢献
- (9) 管理運営·財務
- (10) 内部質保証

としている。自己点検・評価委員会の構成メンバーは、

- (1) 学部長
- (2) 各学部を代表する委員 各2名
- (3) 教務委員長及び教務副委員長
- (4) 事務組織を代表する委員 2名
- (5) 学長が必要と認める者

と規程で定められている。実際の構成メンバーを示す(根拠資料 2-8 H30 年度大学・大学院組織表 H30.4.1 全学教員会議版)。

また、特に教学に関する内部質保証の責任を負う組織として、2014(平成26)年に「新 潟青陵大学教学改革推進会議規程」を制定し、教学改革推進会議を設置している(資料2-6 新潟青陵大学教学改革推進会議規程)。教学改革推進会議では、教育課程の全学的な方 針策定に関すること、教学改革に関する政策形成および制度設計の検討並びに提言を主な 目的に掲げ、学長のガバナンス強化と教学の強化推進を図ることで、大学教育の質的転 換、自己点検・自己評価と内部質保証等の大学の改善・改革を求めることとしている。教 学改革推進会議の構成メンバーは以下の通りである。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 大学事務部長
- (6) その他学長が委嘱する専門スタッフ(教職員) 若干人

実際の構成メンバーを示す (根拠資料 2-8 H30 年度大学・大学院組織表 H30.4.1 全学教員会議版))。

さらに、教学に関する自己点検・評価に必要な情報提供とその分析は IR 推進室が担っている (根拠資料 2-9 新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部 I R推進室規程)。

以上、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は全学的な基本方針に沿って制定されており、またその組織は全学的なメンバーで構成されており、適切に内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

点検・評価項目③:<u>方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能している</u>か。

評価の視点1:学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針 の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による2研究科、2学

部および他組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取

り組み

評価の視点3:行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調

査等)に対する適切な対応

評価の視点4:点検・評価における客観性、妥当性の確保

教学に特化した重要事項を検討し、教育の質向上を目指す全学的な教学改革を遂行することを目的とし、教学に関する内部質保証の責任を負う組織である教学改革推進会議では、2015 (平成27) 年9月15日に示された、高大接続システム改革会議「中間まとめ」による三つのポリシーに基づく大学教育の実現のための方策を受け、2015 (平成27) 11月12日開催の第6回教学改革推進会議で検討することとした。

2016 (平成 28) 年度に、中央教育審議会大学分科会大学教育部会から公表された 『「卒 業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキ ュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び 運用に関するガイドライン』を踏まえた学長から3つのポリシー作成の方向性が示され、 学部の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を見直した(根 拠資料 2-10【平成 28 年度第 2 回教学改革推進会議資料】160609\_3P 改訂の工程表)。3 つ のポリシーの見直し作成に際しては、抽象的な表現ではなくリアリティーのある具体的な ものを作成しなければならない、全学的なポリシーに関しては教学改革推進会議で議論 し、学部・学科のポリシーは各学部・学科で見直していく方針が示された(根拠資料 2-11 第2回教学改革推進会議【議事録】20160609)。その後の教学改革推進会議においては、 ディプロマ・ポリシーの作成は学位プログラム単位とすること、学生、保護者、地域社会 の方々がポリシーを読んで理解できる、わかりやすいものになること、ポリシーの記載方 法にばらつきがないよう、文体・分量などの記載の枠組みを統一すること、全学的に共通 した編集・整理が必要であることが確認され、学長責任のもと学部長・研究科長と一ヶ月 以内でディプロマ・ポリシーの最終的な調整を行うことが示された(根拠資料2-12~14 第 3~5 回教学改革推進会議【議事録】)。

また副学長より、方針策定のための全学としての基本的な考え方として、「新潟青陵大学は看護学、福祉学、心理学が協働して教育できる特徴を踏まえ、地域の「知」の拠点として本学が「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」を醸成し獲得する事を、教育の

基本目標と定め、学部・研究科の共通した3つのポリシーとする」方針が提示され、教学改革推進会議内で共有した(根拠資料2-15【平成28年度第2回教学改革推進会議資料】新3Pと大学教育イニシアティブ)。

その結果、2017(平成29)年2月9日開催の第7回教学改革推進会議で3つのポリシーを承認し、DPとカリキュラムの対照表も併せて作成した。

全学的な内部質保証は、前述の本学委員会規程の自己点検・評価委員会が担う自己点検・評価項目に則り、取り組んでいる。 自己点検・評価委員会は、正会員校として所属する認証評価機関((公社) 大学基準協会)の認証評価を主に手続きを定めている。平成 30 年度は、中間報告書を作成し(根拠資料 2-16 平成 30 年度自己点検・評価中間報告書作成要項その2 2018.9 H30 9月教学改革推進会議・自己点検・評価委員会合同会議資料)、2019(平成 31)年度に公開する計画を進めている。教学改革推進会議と自己点検・評価委員会の合同会議を開催し、毎年度各活動の PDCA サイクルシートを用いて点検・評価を継続して行っている 2 研究科及び 2 学部から提出された中間報告書を基に、全学的観点からの自己点検・評価を進めている(根拠資料 2-3 全学的観点による自己点検・評価の体制-再修正版-171010)。その中で、外部評価を受けることにより、本学の点検・評価における客観性及び妥当性の確保に努めている(根拠資料 2-17 平成 30 年度第 10 回教学改革推進会議・自己点検・評価委員会合同会議資料「中間報告書外部評価委員」)。

研究科・学部における3つの方針に基づく教育活動の検証及び改善・向上は、主として教学改革推進会議が責任組織として担当している。その具体的な課題は、自己点検・評価委員会が主導して進めている本学の「長・中期目標」のうち「基本項目III.「教育(教学)」の中期目標:教育の質的転換と教育環境整備」の中期活動目標と2研究科、2学部および他組織における教育活動とを関連付けて自己点検・評価する中で明らかになるようになっている(根拠資料2-5 H30年度PDCAサイクルシート&大学長・中期目標照合表)。なお、2研究科、2学部および他組織においては事前に、それぞれが有する下部組織でPDCAサイクルシートを活用して毎年度自己点検・評価を行い、各組織の中で総括している(根拠資料2-4PDCAサイクルシート(各部局活用版))。また、必要なデータ分析をIR推進室に依頼するシステムとなっている(根拠資料2-18平成30年度第8回大学教学改革推進会議議事録(自己点検・評価委員会合同))。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対しては、事項内容に関係する部署に対応を依頼することになっており、たとえば、教学に関する指摘事項については、教務委員会が検討し、その検討結果を教学改革推進会議で協議する。その協議結果を評議会で決議し、各教授会で報告される(根拠資料 2-19 新潟青陵大学学則第7条、根拠資料 2-20 新潟青陵大学学則第9条、根拠資料 2-21 新潟青陵大学組織規程第15条)

点検・評価項目④:<u>教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況</u> 等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況

等の公表

評価の視点2:公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3:公表する情報の適切な更新

情報公開については、大学としての透明性を高め、地域社会に説明責任を果たすため、教育・研究活動などに係る様々な情報を本学ホームページや各種刊行物さらに公開講座等を通じて、広く市民等に提供している。

教育研究活動として、毎年度、新潟青陵学会誌と新潟青陵大学大学院臨床心理学研究を発刊しその成果を公表し、教育職員の担当科目、研究テーマ、最近の教育研究業績・代表的な業績、専門領域での活動等を本学ホームページにて公開(researchmap(国立研究開発法人科学技術振興機構))しており、教育研究活動に関する説明責任を果たしている(根拠資料 2-22 ホームページ教員紹介)。県内では新潟県大学図書館協議会において新潟県地域共同リポジトリ(NIRR)に参加して、学内の研究成果を公開している(根拠資料 2-23 新潟青陵大学機関リポジトリ運用指針)。

2009 (平成 20 年度) から 2014 (平成 25) 年度までの自己点検評価結果は、2015 (平成 26) 年度に大学基準協会の認証評価を受け、2008 (平成 20) 年 3 月に「大学基準協会の大学基準に適合する」と認定された。この点検・評価報告書については、本学ホームページに公開するとともに、印刷物として文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団など関係機関に送付するなど社会に公表している(根拠資料 2-24 ホームページ自己点検評価及び外部評価)。大学院においても、大学院運営に資するため、研究科長を委員長とする自己点検・評価・FD 委員会を設置し、学部の自己点検・評価委員会と歩調を合わせて点検・評価を行っている(根拠資料 10-2 新潟青陵大学大学院の組織および運営等に関する規程 第 11~14条)。 2018 (平成 30) 年度には、大学基準協会による認証評価の中間報告書を取りまとめており、その中間報告書もホームページにて公開する予定である。

年度ごとの財務情報の閲覧については本学ホームページ「公開情報」にて公表(根拠資料 10-4 財務の情報公開状況を示す資料)するとともに、「学校法人新潟青陵学園財務情報公開に関する規程」(資料 10-5 学校法人新潟青陵学園財務情報公開に関する規程)により対応している(根拠資料 2-25 ホームページ財務)。

その他の諸活動を含め、公表の状況は以下の通りである。

- 1. ホームページでの公開情報
- 1) 大学総合案内:教育理念、教育目標、大学長中期目標、沿革、役員一覧、法人事務組織図、学生数&教職員数、自己点検評価及び外部評価、交流協定大学、公開情報、地域との

連携協定、公的研究費の管理。中でも「公開情報」には、学校教育法第113条および学校教育法施行規則第172条の2で公開が義務付けられている教育情報等を、以下のように集約している(根拠資料2-26ホームページ教育情報の公開状況)。

#### 2) 公開情報

(1) 教育研究上の基礎的な情報

大学、学部、学科、研究科ごとの名称及び教育研究上の目的 教職員数、組織図

校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境 授業料、入学金その他大学が徴収する費用

(2) 修学上の情報等

教員組織、各教員が有する学位及び業績

入学者数、収容定員、在学者数、卒業(修了)者数、進学者数、就職者数 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画

教員養成の状況について

入学に関する受け入れ方針

学習成果に係る評価及び卒業または修了の認定にあたっての基準 学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報

- (3) 財務情報
- (4) その他の教育研究活動の状況 教育研究上の情報
- (5) その他

新潟市からの補助金について 健康管理センターパンフレット ハラスメント防止について 新型インフルエンザ対策行動計画 省エネ・地球環境保全に関する提言 平成29年度共同研究費採択一覧(大学)

また、関連施設(図書館、臨床心理センター、ボランティアセンター、地域貢献センター) の紹介・活動内容を掲載している。

# 2. 刊行物での公開情報

- 1)新潟青陵学会誌、新潟青陵大学大学院臨床心理学研究: 教員の研究活動に関する成果(根拠資料 2-27 新潟青陵学会誌)(根拠資料 2-28 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究)
- 2) 新潟青陵大学学事概要、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部ファクトブック: 年1 回発行。教育・研究・社会活動・組織運営に関する1年間の活動記録(根拠資料2-29 新潟

青陵大学・新潟青陵大学短期大学部ファクトブック)

- 3) 大学・大学院案内 (パンフレット):毎年度1回発行。大学・大学院・学部概要、カリキュラム、学生生活等大学・大学院紹介(根拠資料2-30大学・大学院案内)
- 4) 新潟青陵ニュース: 年3回発行。新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部のトピックを 掲載し、保護者、企業、施設等ステークホルダーに配布(根拠資料2-31新潟青陵ニュース)
- 5) その他:主に志願者・学生用に学生募集要項、学生便覧、図書館利用案内等を毎年度作成・配付している。

なお、新潟青陵大学学事概要、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部ファクトブック、 大学・大学院案内、新潟青陵ニュース、学生募集要項は、本学ホームページにも掲載し、広 く社会に公表している。

年度ごとの情報は、適切に更新されている。「最近の教育研究業績」については、教員により更新頻度が異なっており、最新の情報を掲載するよう検討の余地がある。また、公開する情報の確認と更新は事務局で現在行われているが、担当する教員を含む委員会等の組織が明確に決められている状況ではないため、今後整備が必要である。

点検・評価項目⑤: 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2:適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の長・中期目標達成への取り組みおよび評価・改善は本学自身の責任である。その過程で本学が獲得した成果を、本学の独自性として社会にアピールしていくことが求められる。そのため、本学が7年に一度受審している大学基準協会の認証評価を基本に、その中間年度に長・中期目標とそれに向けた活動を評価・改善することを加え、報告書に明記することとしている(根拠資料2-32 認証評価と長・中期目標の対象期間について(修正版)2018.5)。本学の自己点検・評価の流れは、まず毎年度研究科・学部ごとに、共通のPDCAサイクルシートを活用して、研究科・学部内の各種委員会活動等を研究科長および学部長の責任において点検・評価している(根拠資料2-4 PDCAサイクルシート(各部局活用版))。ついで次年度の初めに、自己点検・評価委員会にて、長・中期目標の中期活動目標と各研究科・学部の自己点検・評価結果とを照合する表を作成し、全学的な活動を確認している(根拠資料2-5 H30年度PDCAサイクルシート&大学長・中期目標照合表)。

自己点検・評価委員会は、前年度の点検・評価から作成したその年度の内部質保証の実施

計画の達成度を、前述の PDCA サイクルシートにて自ら点検・評価している(根拠資料 2-33 自己点検・評価委員会 PDCA サイクルシート)。 PDCA サイクルシートには、次年度に向けての改善点を記載する欄があり、委員会にて改善点を協議している。

### (2) 長所·特色

本学は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として学長諮問機関として自己点検・評価委員会を設置し、その主導の下、全学的な己点検・評価を実施している。実際には、自己点検・評価委員会は各研究科および学部並びに学内の各組織でPDCAサイクルシートを用いて実施している毎年度の自己点検・評価を主導している。その点検・評価は、本学の「長・中期目標」と各研究科および学部並びに学内の各組織の活動とを照合し評価する内容となっている。

さらに、特に教学に関する内部質保証の責任を負う組織として、教学改革推進会議を設置している。教学改革推進会議では、教育課程の全学的な方針策定に関すること、教学改革に関する政策形成および制度設計の検討並びに提言を主な目的に掲げ、学長のガバナンス強化と教学の強化推進を図ることで、大学教育の質的転換、自己点検・自己評価と内部質保証等の大学の改善・改革を求めることとしている。

#### (3)問題点

前回の認証評価で課題とした「IR 機能を持った、学内情報のデータベース化と解析を行う組織」は IR 推進室を設立して克服した。また、2018(平成 30)年度に新基幹システムを導入し、各部局の情報の電子化が進み、電子化された情報のシステマティックな管理が可能となった。しかし、IR 推進室による支援との連携がまだ不十分であり、今後は IR 推進室の活動が自己点検・評価活動に寄与することを図る。

教員の教育研究業績については、researchmapを導入した。しかし、本学ホームページに掲載している内容の更新が教員により差があるので、これを改善する方策を検討する必要がある。また、公開する情報の確認と更新を担当する教員を含む委員会等の組織を早急に整備する必要がある。

## (4) 全体のまとめ

本学の内部質保証システムは、前回の認証評価期間の最終版の2013(平成25)年度に運用を開始した。その後、自己点検・評価委員会並びに教学改革推進会議を軸に、現在の内部質保証システムまで推し進めてきた。今後も、長・中期目標を達成させる諸活動を中心とする本学独自の活動成果を、正確にかつ信頼性を確保した形で自己点検・評価できるよう、改

善を進めていく。その際、自己点検・評価機能と IR 機能とを連携させるよう検討したい。

#### 【根拠資料】

- 資料 2-1 新潟青陵大学自己点検・評価・FD に関する規程
- 資料 2-2 新潟青陵大学委員会規程第3章
- 資料 2-3 全学的観点による自己点検・評価の体制-再修正版-171010
- 資料 2-4 PDCA サイクルシート (各部局活用版)
- 資料 2-5 H30 年度 PDCA サイクルシート&大学長・中期目標 照合表
- 資料 2-6 新潟青陵大学教学改革推進会議規程
- 資料 2-7 第 1 回教学改革推進会議【議事録】20160414
- 資料 2-8 H30 年度大学・大学院組織表 H30.4.1 全学教員会議版)
- 資料 2-9 新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部 I R推進室規程
- 資料 2-10【平成 28 年度第 2 回教学改革推進会議資料】160609\_3P 改訂の工程表
- 資料 2-11 第 2 回教学改革推進会議【議事録】20160609
- 資料 2-12 第 3 回教学改革推進会議【議事録】20160714
- 資料 2-13 第 4 回教学改革推進会議【議事録】20160808
- 資料 2-14 第 5 回教学改革推進会議【議事録】20161013
- 資料 2-15【平成 28 年度第 2 回教学改革推進会議資料】新 3P と大学教育イニシアティブ
- 資料 2-16 平成 30 年度自己点検・評価中間報告書作成要項 その 2 2018.9 H30 9 月教学 改革推進会議・自己点検・評価委員会合同会議資料
- 資料 2-17 平成 30 年度第 10 回教学改革推進会議・自己点検・評価委員会合同会議資料「中間報告書外部評価委員」
- 資料 2-18 平成 30 年度第8回大学教学改革推進会議 議事録(自己点検・評価委員会合同)
- 資料 2-19 新潟青陵大学学則第7条
- 資料 2-20 新潟青陵大学学則第9条
- 資料 2-21 新潟青陵大学組織規程第 15 条
- 資料 2-22 ホームページ教員紹介 http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/teachers/
- 資料 2-23 新潟青陵大学機関リポジトリ運用指針
- 資料 2-24 ホームページ自己点検評価及び外部評価 http://www.n-
- seiryo.ac.jp/about/hyoka/
- 資料 10-2 新潟青陵大学大学院の組織および運営等に関する規程 第 11~14 条
- 資料 10-5 学校法人新潟青陵学園財務情報公開に関する規程
- 資料 2-25 ホームページ財務 http://www.n-seiryo.ac.jp/about/open\_info/plan/

資料 2-26 ホームページ教育情報の公開状況 http://www.n-

seiryo.ac.jp/about/open\_info/

資料 2-27 新潟青陵学会誌

資料 2-28 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究

資料 2-29 新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部ファクトブック

資料 2-30 大学・大学院案内

資料 2-31 新潟青陵ニュース http://www.n-seiryo.ac.jp/seiryo\_news/

資料 2-32 認証評価と長・中期目標の対象期間について(修正版)2018.5

資料 2-33 自己点検・評価委員会 PDCA サイクルシート

#### 第3章 教育研究組織

# (1) 現狀説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1:大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成および研究科(研

究科または専攻) 構成との適合性

評価の視点2:大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3:教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環

境等への配慮

本学の教育研究組織は、大学の理念:「こころの豊かな看護と福祉の実践」、大学の目的:「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」に沿って設置されている。

2017(平成29)年4月現在、本学は2学部(看護学部、福祉心理学部)、2研究科(看護学研究科(修士課程)、臨床心理学研究科(修士課程))で構成されている。看護学部には看護学科1学科、福祉心理学部には社会福祉学科・臨床心理学科の2学科を設置し、学部と大学院との緊密な連携のもと医療・福祉分野において特色のある教育研究組織の整備を図っている。なお、大学院臨床心理学研究科(修士課程)は、公益社団法人日本臨床心理士資格認定協会第一種指定校であるので、附属機関として臨床心理センターを設置し、大学院生の臨床心理実践・訓練の場であるとともに、地域に開かれた相談施設としている。

また、これらの学部・学科・研究科に加え、円滑な学生生活と学生及び教職員の教育研究活動の支援のため、以下の附置機関を併設の新潟青陵大学短期大学部と共同で置いている。【根拠資料3-1】

#### 【附置機関】(併設の新潟青陵大学短期大学部との共同機関)

#### ○図書館

図書館は、教育・研究・学習に必要な図書、逐次刊行物、視聴覚資料およびその他の資料を収集、組織管理し、学生並びに教職員の利用に供するとともに、利用者の求めに応じ、学術情報の提供を行うことを目的としている。詳細については、基準8で述べる。

# ○地域貢献センター

地域貢献センターは、「だれもが主役になれる地域社会とその担い手の育成」を目指して様々な取組みを行っている。一般市民向けの公開講座や専門職向けの講座の企画運営に

加え、地域の企業・団体および地方自治体との連携事業全般を所管し、本学を含む新潟市内7大学で構成される「新潟都市圏大学連合」、県内大学等と共同で採択された文部科学省補助事業「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に関連する取組みについてもセンターが学内において中心的役割を担っている。詳細については、基準9で述べる。

#### ○キャリアセンター

キャリアセンターでは、就職支援対策として入学時から複数用意されている進路支援関連カリキュラムに加え、キャリア関係科目内容の充実を図っている。

また、キャリア支援と就職指導については、面接・筆記試験対策をはじめ、学生と企業の出会いの場である本学業界・企業研究フェア等の各種支援事業などの充実強化を通じて、学生の就職活動を強力にバックアップしている。詳細については、基準7で述べる。

## ○ボランティアセンター

ボランティアセンターは、本学学生の誰もが社会の一員として、ボランティア活動に関心を持ち、かつ活動に繋がるための判断材料や機会・きっかけの提供を行うとともに、活動に伴う課題等の解決支援を行うことを目的としている。学生による地域活動やボランティア活動を促進・支援するためセンターとして設置している。

#### ○健康管理センター(学生相談室)

健康管理センターは、学生・教職員の健康管理に関する専門的業務を円滑、適正に行い、学生及び教職員の健康保持とその増進を図ることを目的に設置しており、その目的を達成するために、健康管理室、学生相談室、キャンパスライフサポート室を置いている。

キャンパスライフサポート室では、大学生活をより快適に送れるように、学業、進路、 就職活動と併せて臨床心理士(こころの専門家)による「何でも相談」として気軽に相談 できる体制を整備している。詳細については、基準7で述べる。

# ○国際コミュニケーションセンター

国際コミュニケーションセンターは、学内LANの運営を円滑・適正に行い、情報化の 推進を図ること、情報処理教育、外国語教育の改善並びに地域住民に対する公開講座等 を企画・実行することを目的として設置している。

#### ○IR推進室

IR推進室は、両大学の保有する各種データおよび外部データを収集・管理し、分析することで両大学の経営方針および教育改善に資することを目的に設置している。

#### ○福祉系実習指導室

福祉系実習指導室は、新潟青陵大学及び新潟青陵大学短期大学部において共通する保 育・社会福祉等にかかる実習(以下、福祉系実習という。)の円滑な実施および当該実習 に係る学生相談・支援を図ることを目的に設置している。

# ○各種委員会

大学全体の運営にかかる事項で、専門的な検討を必要とする事項に関しては、各種の委員会を置いている。委員会の委員は、各学部の教授会および研究科委員会の承認を得て委員を選出している。大学の将来構想については、教学改革推進会議のもと「教育の質の保障に関すること」等、将来構想に関する重要な事項を検討している。

点検・評価項目②: <u>教育研究組織の適切性について 定期的に点検・評価を行っているか。</u> また、その結果をもとに改善・向上 に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の教育研究組織の適切性については、建学の精神とその教育の理念、そしてそれを 具現化するための大学及び学部・学科・研究科の教育目的を、教育研究組織の適切性の判 断の基点とし、学部・研究科及び各教育研究組織においてPDCAサイクルシートを活用しな がら定期的に検証を行っている。PDCAサイクルシートでは、年度の計画に対する実施状 況、評価、改善点等の項目が設定され、具体的に改善・向上の取り組みが求められてい る。このような方針の検証も含めた教育研究組織の適切性の定期的検証の取りまとめに関 しては、教学改革推進会議で行っている。【根拠資料3-2・3】

また、地域社会のニーズの把握のため、定期的に外部有識者から意見を聞く機会を設けているほか、学生募集活動を通じても、本学の人材養成に対するニーズの把握に努めている。

本学の附置機関についても上記と同様であり、社会との連携や社会貢献を意識しつつ、 本学学生の学習活動や教員の教育研究活動の活性化の一助となることをねらいとしてい る。

#### (2)長所・特色

附置機関については、同一キャンパス内にある併設の新潟青陵大学短期大学部と共同で設置していることで、個別に設置する場合に比して効率化と支援体制の充実を実現で

きている。

# (3) 問題点

福祉心理学部社会福祉学科子ども発達サポートコースについては、現在保育士資格の取得はできるが幼稚園教諭の免許状祝はできない。認定こども園化の進行により、両方の資格取得へのニーズは、地域からの要望・在学生の進路状況の調査・高等学校からのヒアリング等により、年々高まっていることが認識されていることから、このニーズに対応するための教育組織の見直しを検討していく必要がある。

# (4) 全体のまとめ

建学の精神と大学の理念・目的等を踏まえた教育研究組織の体制が整備できている。地域社会のニーズに対応しつつ、学生の学修活動の活性化に資する教育研究組織の体制の整備に柔軟に対応していきたい。

#### 第4章 教育課程・学習成果

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①:授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1:課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、 態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の 適切な設定及び公表

本学の教育理念に含まれる「生命尊厳・人間尊重」、「クオリティ・オブ・ライフ(QOL) の向上」、「地域社会への貢献」を実現できる人材を養成するために(根拠資料 4-1)、大学 3学科、大学院2研究科は、それぞれが独自のディプロマ・ポリシーを策定している。看護 学科では「生命の尊厳と個の尊重」、「実践能力と主体的な学習」、「職種間の連携と健康課題 への対応」を、社会福祉学科では「人と社会・文化の理解」、「生活課題の分析・考察能力」、 「生活支援と実践能力」を、臨床心理学科では「調査と研究能力」、「専門的な人間理解」、 「コミュニティへの参与・調整能力」を、大きな3つの柱とし、それぞれに対応して求めら れる能力を細目として定めている。例えば、看護学科では、「生命の尊厳と個の尊重」につ いて「①幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観を持ち、生命の尊厳を重んじた看護ができ る」、「②看護を必要としている人の心に寄り添い、一人ひとりの意思と独自性を尊重でき る」、「実践能力と主体的な学習」について「③専門的知識と技術を修得し、エビデンスに基 づいた基礎的看護を実践する能力を身に付けている」、「④看護・医療の進歩と変化に適切に 対応できる能力を身に付けている」、「⑤専門職として主体的に学習する能力を身に付けて いる」、「職種間の連携と健康課題への対応」について「⑥保健・医療・福祉・教育等関連領 域と連携・協働し、地域の人々への健康課題に取り組むことができる」、「多様な文化と相互 の違いを理解し、国際的感覚を高め、人々の健康課題を考えることができる」、として具体 化している。また、それらのディプロマ・ポリシーは学生便覧に掲載して<根拠資料 4-1> 学生に周知すると同時に、ホームページにも掲載して(根拠資料 4-2)社会一般に広く公開 している。

これらのことから、本学においては各学科それぞれに育成すべき能力をディプロマ・ポリシーとして適切に定めており、またそれらを適切に公開していると判断できる。

(根拠資料 4-1) 平成 30 年度学生便覧 pp. 2, 4-5, 12, 16, 323, 327

(根拠資料4-2) 新潟青陵大学ホームページ

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsu/nursing/policy/]

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsu/welfare/policy\_shakaifukushi/]

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsu/welfare/policy\_rinshoshinri/]

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsugs/psychology/policy/]

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsugs/nursing/policy/]

点検・評価項目②: <u>授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。</u>

評価の視点1:下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

教育課程の体系、教育内容

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2:教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

各学科、各研究科はそれぞれのディプロマ・ポリシーに定めた人物像を達成すべく、教育課程の編成・実施方針を個別のカリキュラム・ポリシーとして定めている。そこでは、看護・福祉・臨床心理の専門的な学びを深めるために必要な基礎的な能力を身につけるための「全学共通科目」やそこに含まれる「導入科目」、学生がそれぞれのキャリアデザインを考えるための「就業力育成科目」等の科目、各学科のディプロマ・ポリシーを達成するための「専門科目」をどのように配置するかを、学科独自に定めている。例えば、看護学科では、点検・評価項目①で定めたディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のカリキュラム・ポリシーを定めている。

# 【看護学部看護学科のカリキュラム・ポリシー】

- ①カリキュラムには、全学共通科目として「基幹科目」「外国語教育と国際交流」「地域連携とボランティア」等を配置し、専門科目は「基礎専門科目」と「看護学」により構成する。 加えて「教職関連科目」「他学部聴講科目」を準備する。
- ②学ぶ構えとスキルを身につけるための「導入教育科目」を初年次に置き、教養科目と専門 科目を関連して学べるように全学年に配置したうえで、学びの集大成として「看護研究」 を配置する。
- ③看護師・保健師・助産師・養護教諭など、自らの将来像に動機づけられた学習ができるよう、初年次からキャリア教育を開始したうえで、上位学年にそれらの専門性を追究する選 択科目を配置する。
- ④ 1年次・2年次は、看護の基礎力を養う科目を配置する。なかでも実践力育成を重視し、 看護専門科目において領域ごとに実践論という科目を設ける。
- ⑤ 3年次・4年次は、様々な健康状態にある人を看護する実習を配置する。また、地域包括 ケアシステムに対応できるよう、病院外における看護活動も選択実習として準備する。
- ⑥教育方法として、主体性とコミュニケーション能力を育成するために、授業内での協同学

習、進路選択や看護研究に関する異学年交流、地域活動での協働学習といった、多様で互 恵的な学びの機会を設ける。

⑦評価は、学習目標の到達度を厳正に適用し、専門職として必要な能力を基準に絶対評価する。

また、これらのカリキュラム・ポリシーは、学生便覧(根拠資料 4-1)に掲載して学生に 周知すると同時に、本学ホームページ<根拠資料 4-2>掲載して社会一般に公表している。

(根拠資料 4-1) 平成 30 年度学生便覧 pp. 5, 12-13, 16-17, 324, 327-328

(根拠資料4-2) 新潟青陵大学ホームページ

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsu/nursing/policy/]

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsu/welfare/policy\_shakaifukushi/]

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsu/welfare/policy\_rinshoshinri/]

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsugs/psychology/policy/]

[http://www.n-seiryo.ac.jp/faculty/nsugs/nursing/policy/]

# 点検・評価項目③:<u>教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科</u> 目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1:各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

(<学士課程>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に 組み合わせた教育への配慮等

<専門職学位課程>理論教育と実務教育の適切な配置等)

評価の視点 2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

教育課程の編成・実施方針と整合する教育課程を編成するために、大学全体にかかわるカリキュラムとして全学共通科目を設置するとともに、各学部・各学科ごとに専門科目を配置

している。さらに、他学部・他学科履修科目を可能にすることにより、関連周辺領域と学際 領域の学びを保証している(根拠資料 4-3)。

全学的な順次性・体系性を確保するための措置としては、平成27年度入学生からナンバリングを実施し、それぞれの科目の位置づけ(学問分野・系統、水準、資格限定属性)を示している(根拠資料4-3)。また、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を表として明示し、整合性をはかっている(資料4-4)。さらに、2014(平成26)年度から準備学習の内容を、2017(平成29)年度から準備学習に必要な時間をシラバスに明記することにより、単位制度の主旨に沿った単位認定を行うよう配慮している(根拠資料4-5)。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、「地域連携とボランティア」「就業力育成科目」を設置し、地域社会における実践的実習の中で、単に座学や一過性の体験にとどまらない学士課程に求められている課題発見能力や問題解決能力等の育成を行っている(根拠資料 4-3)。

これまでみてきた全学的な措置に基づき、社会福祉学科の学科専門科目のうち、「社会福祉領域」「精神保健福祉領域」「介護領域」「保育領域」は、学びの方向性や取得を目指す資格に配慮した上で科目を分類配置したものとなっている。さらに、福祉を総合的に学ぶための科目群である「社会福祉の総合」は、学生自身が縦軸及び横軸から学んだ福祉を自らの中で総合的に俯瞰することをねらいとして配置している。これは、「学科専門科目には、社会福祉関連領域の広がりを実践的に理解するために、ソーシャルワークを中心に、精神保健・介護・保育関連科目を配置する」という教育課程の編成・実施方針と教育課程との整合性が図られているといえる。また、1年次に「社会福祉原論」や「保育原理」を配置し、2年次に座学、3年次に技術や演習を盛り込み、4年次に「社会福祉の総合」でゼミや卒業研究が配置されている。これらから、教育課程は順次的かつ体系的であるといえる(資料 4-3)。

臨床心理学研究科では、公認心理士の受験資格が取得できるよう必要な科目を開設しているが、1年次から2年次へと段階的に実践力が身につくような実習科目配置をしている。これは、「臨床実践力及び倫理観を育てるために、実習科目を中心に、講義科目、演習課目を体系的に配置し、体験に基づいた実践的な学びを推進する」という教育課程の編成・実施方針と教育課程との整合性が図られているといえる。また、「臨床心理倫理特論」等の基礎的な選択必修科目を1年次に配置し、発展的な選択必修科目を2年次に配置しており、順次生及び体系性を確保している((根拠資料 4-6))。

さらに、全学共通科目の中に「就業力育成科目」を設置しており、1年次の入学当初から各自のキャリアデザインを考えさせると共に、社会人として身につけておくべき知識と技能を学ばせる科目群であり、キャリア教育については看護学部及び福祉心理学部の各学科の教育課程の編成・実施の方針の中に盛り込まれている(資料 4-3)。

以上のことから、全学的なナンバリングの実施や、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を表として明示するなどの措置が有効に機能しており、さらに、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に構成していると判断できる。

根拠資料 4-3: 学生便覧 2018 2 本学での学修について

根拠資料 4-4:DP (ディプロマ・ポリシー) とカリキュラムとの対照表 N-compass のインナーWEB 上に公開

根拠資料 4-5: 平成 29 年度第8回教授会資料 1.1) 「シラバス作成について」

根拠資料 4-6:学生便覧 2018 新潟青陵大学大学院学生便覧 1 大学院の特色と学修の

全体像

点検・評価項目④: <u>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じ</u>ているか。

評価の視点1:各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に 教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業 内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法 及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の 確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <学士課程>
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- 適切な履修指導の実施
- <修士課程、博士課程>
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の 明示とそれに基づく研究指導の実施
- <専門職学位課程>
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

全学的に単位の実質化を図るために、GPA (Grade Point Aberage) に基づいた GAP 制を取り入れ、学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っている (根拠資料 4-7)。

履修指導については、入学当初のオリエンテーションで入学から卒業までの履修計画の 作成を義務付ける(根拠資料 4-8)と共に、各学年の学期ごとに行われるオリエンテーショ ンでは、GPA に基づいた履修計画の変更などの指導を行っている(根拠資料 4-7)。

シラバスの内容は、「DP(ディプロマ・ポリシー)との関連」「授業の概要(教育目標を含む)」「学生の学習(行動目標)」「授業計画」「成績評価」「学修成果のフィードバック」「テキスト」「テキスト以外の参考書」及び「備考」の各項目から構成されている。「授業計画」においては、授業回毎に「内容」「キーワード」にとどまらず、「準備学習(予習・復習)」の内容と分量」「準備学習に要する時間」の記載を求めている(根拠資料 4-5)。作成したシラバスは、学科教務委員が中心になってチェックを行っている(根拠資料 4-9)。さらに、授業の最後に行う学生による授業評価アンケートにおいても、授業内容とシラバスとの整合性が図れたかどうかの検証を行っている(根拠資料 4-10)。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、FD の活動を通じて、教員に対する啓発を行っている(根拠資料 4-11)。特に、授業公開については、講師、助教以上の専任教員が年間を通じて2回公開することとし、公開する授業のうち、1回以上を「アクティブ・ラーニング」を取り入れた授業とすることが望ましいとしている(根拠資料 4-12)。

大学院において、研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示と それに基づく研究指導の実施については、各研究科独自の方法で行っているのが現状であ るため、今後学生がより研究しやすい方法を模索していく必要がある。

これまでみてきた全学的な措置に基づき、看護学部では看護師以外に、保健師、助産師の受験資格、及び養護教諭1種免許状取得が可能であるが、それぞれのキャリア選択に応じた科目履修や必要な取得単位数があり、GPAとの関連や、GAP制を意識しながら履修指導を行っている。また、専門科目の授業では、講義、演習、実習を基本構成としており、演習は5-10名程度の小グループ編成とし、実習は1グループ5名を基本とした少人数教育を実施している(根拠資料 4-13)。

看護学研究科では、シラバスに事前学習や成績評価方法、学習成果のフィードバックなどを明記し、さらに事前学習やレポートの作成とそれを用いたプレゼンテーション、及びフィールドワーク、論文のクリティークなど多種多様の方法を取り入れて、学生の主体的参加を促している(根拠資料 4-14)。

以上のことから、全学的な学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置が有効に機能していると判断できる。

一方、各学部・研究科における教育方法の導入、教育の実施について、全学内部質保証推 進組織等の全学的な組織をどのように運営し適切性を担保していくかは今後の課題といえ る。 根拠資料 4-7: 学生便覧 2018、3.2 履修規程

根拠資料 4-8:平成30年度オリエンテーション日程表

根拠資料 4-5:平成 29 年度第8回教授会資料1.1) 「シラバス作成について」

根拠資料 4-9: 2018 (H30) 年度シラバス点検結果

根拠資料 4-10:平成 29 年度前期授業アンケート用紙

根拠資料 4-11: 平成 27 年度から平成 29 年度までの FD 開催実績の一覧

根拠資料 4-12:平成29年度授業公開・見学実施要領

根拠資料4-13:Niigata Seiryo University & Niigata Seiryo University Junior College

Campus Guide 2019 p30

根拠資料 4-14:講義概要 (シラバス) 2018 看護学研究科

点検・評価項目⑤:成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1:成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

・単位制度の趣旨に基づく単位認定

・既修得単位の適切な認定

・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

・卒業・修了要件の明示

評価の視点2:学位授与を適切に行うための措置

・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示

・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

・学位授与に係る責任体制及び手続の明示

・ 適切な学位授与

単位制度の趣旨に基づく単位認定が行えるように、シラバスにおいて学習目標や準備学習の内容及び必要な学修時間を明記するとともに、成績評価の方法を「小テスト」「試験」「レポート」「学習態度」「その他」のそれぞれの項目の比率を明記している(根拠資料 4-15)。

また、成績評価の基準を履修規定及び『学生便覧』に明示することによって、成績評価の 客観性、厳格性を担保している。

卒業要件や修了要件は、学生便覧に明示してある。また、大学院における学位審査及び修 了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置や、学位授与に係る責任体制及び手続の 明示に関しては、新潟青陵大学大学院学位規定を定め、学生便覧において明示してある(根 拠資料 4-16)。 根拠資料 4-15 各学科・研究科のシラバス 根拠資料 4-16 平成 30 年度学生便覧(履修規定、新潟青陵大学大学院学位規定)

点検・評価項目⑥: 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の

適切な設定

評価の視点2:学習成果を把握及び評価するための方法の開発

≪学習成果の測定方法例≫

・アセスメント・テスト

・ルーブリックを活用した測定

・学習成果の測定を目的とした学生調査

・卒業生、就職先への意見聴取

看護学部・福祉心理学部の両教授会において、外部のアセスメント・テストである1年次のプレースメントテストの結果(根拠資料 4-17)、1年次と3年次に行うPROG調査結果(根拠資料 4-18)を報告するとともに、各学期のGPAの分布状況(根拠資料 4-19)、満足度調査(根拠資料 4-20)、学習行動調査における学修時間の実態(根拠資料 4-21)、卒業生へのアンケート調査等を報告し根拠資料 4-17、根拠資料 4-18)、今後の授業デザインや学習指導の基礎資料とした。

大学院の両研究科においては、研究に関する能力に関して、その最終成果である修士論文を主査・副査の複数名で評価すると同時に、口頭試問を行うことを学位規定に明記している (根拠資料 4-16)。

根拠資料 4-16 新潟青陵大学大学院学位規程

根拠資料 4-17 平成 29 年度第 2 回教授会資料 平成 29 年度入学生プレースメントテストの結果

根拠資料 4-18 平成 30 年度第 3 回教授会資料 PROG 実施計画

根拠資料 4-19 平成 29 年度第3回教授会資料 H28 後期GPA分布

根拠資料 4-20 平成 29 年度第 3 回教授会資料 満足度調査

根拠資料 4-21 平成 30 年度第 4 回教授会資料 学修時間実態・学習行動把握調査 2017

点検・評価項目⑦: 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を 行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組み を行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学部・大学院全体の教育課程の適切性に関して、定期的に外部有識者との意見 交換を行っている(根拠資料 4-22)。

また、カリキュラムマップの作成を通じて、必要な授業科目の開講状況と順序性のある体系的配置の検証(根拠資料 4-23)、3Pに基づく現行のカリキュラムの見直し、教学の推進に向けて課題の検討(根拠資料 4-24)を行ってきた。

また、各学部・各研究科における教育課程の適切性についての点検・評価に向けた特徴的な取組みとしては、以下のものを挙げることができる。

看護学部においては、看護実践能力として重要な看護技術については、看護課程委員会が年度ごとにモニタリングしており、その結果を基に、次年度の講義や演習、臨地実習で強化するものを、学部全体で検討し、教育内容や教育方法の改善に役立てている(根拠資料 4-25)。

福祉心理学部においては、平成29年度において、2019(平成31)年度以降の学部分離に伴うアフター・ケアの終了時に見据えた教育課程の見直しを行うため、福祉心理学部将来計画検討委員会を設置するとともに、学部全体をあげて議論を進めてきた(根拠資料4-26)。

大学院臨床心理学研究科においては、入学時及び2年進級時に心理学の実力テストを行い(根拠資料 4-27)、また修了時には修了試験を行って院生の学習成果を把握し(根拠資料 4-28)、さらに臨床心理士試験の合格率(根拠資料 4-29)を踏まえて、教育課程及びその内容・方法の適切性を検討している。

看護学研究科においては、授業アンケート結果の集計と課題、および改善の方向については、研究科委員会で話し合っていることから、適切に取り組んでいるといえる(根拠資料 4-30)。

根拠資料 4-22 平成 29(2017) 年 9 月 13 日 学部有識者との意見交換会の資料

根拠資料 4-23 平成 28 年度教務委員会実施計画: PDCA サイクルシート

根拠資料 4-24 平成 29 年度教務委員会実施計画: PDCA サイクルシート

根拠資料 4-25 平成 29 年度看護課程委員会 PDCA サイクルシート

根拠資料 4-26 平成 29 年度福祉心理学部将来計画検討委員会 議事禄

根拠資料 4-27 平成 30 年度臨床心理学研究科実力テスト結果

根拠資料 4-28 修了までの流れ

根拠資料 4-29 臨床心理士試験合格率

根拠資料 4-30 平成 30 年度第 3 回看護学研究科委員会議事録

#### (2) 長所・特色

本学では、授与する学位ごとに、学位授与方針をディプロマ・ポリシーとして、教育課程 の編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーとしてそれぞれ定めており、またそれらは学生 には学生便覧に掲載して、社会一般にはホームページに掲載して、広く周知しており、適切 に運用されていると考えられる。

全学的に、学生自身が専門職となるためのキャリアデザインを確実にするために、入学時からキャリア教育を実施している。科目配置のみならず、履修指導も細やかに行っている。看護学部では入学時から適宜コース希望調査を行い、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格、さらに養護教諭一種免許状取得のためのコース別履修指導を細やかに行っている。また、福祉心理学部では、社会福祉学科の3コース、臨床心理学科に入学時から分かれており、各学科・コースに分かれた丁寧な履修指導を行うと共に、1年次から少人数に分かれたゼミ等を実施している。

さらに、各種資格取得のための委員会を組織するとともに、学部単位でカリキュラムの改善にも取り組んでいるところである。臨床心理学研究科においては、心理に関する高度専門職業人としての実践力を身に付けるために実習科目を中心に系統的に講義・演習・実習課目を配置し順序だてて各科目を履修していけるようにカリキュラムを構成している。新たに、公認心理師に対応してカリキュラムを変更し、臨床心理士と公認心理師の二つの受験資格を取得できるようにしたため、今後はその評価と充実を目指していきたい。

看護学研究科においては、2016(平成 28)年度より DP に定めた学生の学修成果を図り、高度専門職業人として更なる充実した学修を推進するために、各分野に「実習」科目を新設し、平成 29 年度より研究活動能力を高めるために「演習」科目に各種学会参加の場におけるゼミを導入している。今後は、これらが DP にどのように反映しているかの評価が必要である。また、本学が生命尊厳・人間尊重の理念に基づき、ケアのこころを持った人材の育成を目指していることから、教育課程では臨床心理学研究科、看護学部、福祉心理学部の教員との連携により、各専門分野からなる教員を配置している。多方面から人やシステムを理解するための学識を身につけられることが特色である。

#### (3) 問題点

各学部学科、研究科においてディプロマ・ポリシーを達成するべく、教育課程を編成・ 実施しているところであるが、教育課程及びその改善・向上に向けた取り組みと、1人ひ とりの学生のディプロマ・ポリシーの達成度についてどのように計測していくか、また、 それをどう活かしていくかについてのシステムやツールについて模索中の状況である。 この点については、今後の課題といえる。

さらに、ディプロマ・ポリシーの達成度について、学生自身の自己評価は、社会に出て からの課題に主体的に取り組んでいける 1 つの指標となるため、これについてもどのよ うに計測していくかも課題である。

#### (4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、すべての学部、研究科において概ね適切な教育が 実施されているといえる。

今後は、各学部・研究科における教育課程全体に関するマネジメント体制をより一層充実していくことが求められてくるといえよう。具体的には、教育内容や教育方法も含めたカリキュラム全体に関する全学的な内部質保証に関する推進組織を、どのように運営し適切性を担保していくかについて、教学改革推進会議等において継続的に検討していくことが求められる。

また、各学部学科、研究科においてディプロマ・ポリシーを達成するべく、教育課程を編成・実施しているところであるが、教育課程及びその改善・向上に向けた取り組みと、1人ひとりの学生のディプロマ・ポリシーの達成度についてどのように図っていくか、また、それをどう活かしていくかについてのシステムやツールについて模索中の状況である。こうした課題の解決向けて、継続的に取り組んでいく必要性がある。

# 第5章 学生の受け入れ

## (1) 現状説明

点検・評価項目①:学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1:学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け 入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2:下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学のアドミッション・ポリシーは以前からディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに設定されていたが、高大接続システム改革会議の示す「学力の3要素」をふまえ、2016(平成28)年度に全学的に見直しを行った。その際、教学改革推進会議において策定方針(学士課程においては学科ごと、修士課程においては研究科ごと)や表現方法を確認し作成している(根拠資料5-1)。また、各ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性、「学力の3要素」との対応についても全学的に検討し決定している(根拠資料5-2)。

このようにして作成されたアドミッション・ポリシーには、各学科、各研究科の専門性に 応じて求める学生像が定められている。いずれも理解しやすい平易な文章で表現されてお り、学生募集要項及び大学ホームページ、大学案内等で明示し、誰でも容易に見ることがで きる(根拠資料 5-3、根拠資料 5-4、根拠資料 5-5、根拠資料 5-6)。

例えば福祉心理学部社会福祉学科のアドミッション・ポリシーは下記の内容であるが、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの連続性を十分に意識して作成されており、「高校時代に身につけるべき能力」とともに、「それらが入学後のどのような学習の基礎となるか」を高校生にも理解できる平易な文章で表現している(根拠資料 5-4)。また「学力の3要素」との対応もそれぞれ想定している(根拠資料 5-4)。

- 1. 幅広くものごとに関心を持ち、基礎的な知識を身につけていて、人と社会の多様な あり方を興味深く学んでいける人
- 2. ものごとをいろいろな面から捉え、順序立てて考えようとする姿勢を身につけていて、社会の課題解決に取り組む方法を意欲的に学んでいける人
- 3. 一人ひとりの違いを大切にする心と支えあいの気持ちを持ち、多くの人たちと力を 出しあう方法を積極的に学んでいける人

研究科の例として、看護学研究科のアドミッション・ポリシーを下に挙げる。ここでもディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの連続性や学力の3要素との対応、平易

な文章表現等を意識した検討がなされている(根拠資料5-5)。

- 1. 志望する分野に必要な基礎的知識と技術を習得している人
- 2. 柔軟な発想と論理的な思考ができる人
- 3. 倫理的な感受性をもって行動できる人
- 4. 専門職業人として生涯にわたって研鑽し続ける意欲をもつ人
- 5. 地域・国際社会に貢献する意志をもつ人

また、どの下位組織においても、求める水準の判定方法(入試内容と評価方法等)について学生募集要項に明示しており、オープンキャンパスや研究科説明会等でも丁寧に説明している。さらに過去の入試問題と正解例も配布している(根拠資料 5-3、根拠資料 5-4、根拠資料 5-5、根拠資料 5-6)。

入試方法として、下位組織ごとに、複数の入試区分が設けられている。例えば福祉心理学部社会福祉学科では、AO入試、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試(前期および後期)、学園内特別選抜入試、および社会人特別選抜が設けられており(資料 5-4)、入学後の学生同士の効果的な相互作用を期待して、それぞれ異なる背景や特性を持つ入学者の獲得をねらっている。また看護学研究科では、一般入試のほかに社会人選抜の区分を設けている(根拠資料 5-5)。看護学研究科の入試出願資格としては、看護学系の大学を卒業し、看護師の免許取得者並びに当該年度に取得見込みの者を原則としているが、学士の資格を有さない看護職の社会人に対しても個別の出願資格審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、柔軟に出願を許可している(根拠資料 5-5)。

ただし、上記の半面として現状では、入試区分によって、評価する能力の偏りが幾分大きい。たとえば看護学部・福祉心理学部のセンター試験利用入試では学力試験しか課しておらず、学力3要素のうち「主体的に学ぶ態度・協働性」は直接の評価対象にしていない。すなわち、入試区分によって学力3要素のどれを重視して評価するかの強弱をつけすぎている(必ずしも最適なバランスといえない)のが現状である。こうした課題について入学試験委員会で、平成33年度入試に向けた検討を始めているところである。

上記の現状を整理して概観すると、各下位組織のアドミッション・ポリシーは各々のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーと適切に整合したものであり、情報の得やすさや理解しやすさにも配慮して適切に設定され、公表もされている。教学改革推進会議での全学的検討が有効に機能していると言える。

また、求める水準の判定方法(入試内容と方法)も明示し、公表している。ただし、アドミッション・ポリシーのすべての要素および学力の3要素を、全ての入試区分で網羅して判定しているとまでは言えない。現状では、ある入試区分ではある要素を極端に重視して判定し、別の入試区分では別の要素を極端に重視して判定するという形がみられる。これが今後3年半の期間で改善して行くべき課題である。

点検・評価項目②: <u>学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運</u> 営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1:学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切

な設定

評価の視点2:入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の

適切な整備

評価の視点3:公正な入学者選抜の実施

評価の視点4:入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学の入学試験は、学科試験、小論文、面接、プレゼンテーション、その他志願者に記入させる書類等によって、アドミッション・ポリシーに示された入学後に必要とされる能力について適切に評価できるよう工夫されている。また、学習者の異なる層を形成するために、一般選考のほかに社会人選抜や学校推薦など複数の入試枠を設けている(根拠資料 5-3、根拠資料 5-4、根拠資料 5-5、根拠資料 5-6)。

なお看護学部(1学科)と福祉心理学部(2学科)にはそれぞれ、学科ごとに異なるアドミッション・ポリシーが設定されているが、入学試験においてはいくつかの科目で3学科共通の試験問題を用いている。これは、入学後に展開・伸張する学力や能力は学科ごとに異なっても、入学前に期待する基礎的な能力においては共通する部分も多いためである。この点についても教学改革推進会議において議論された(根拠資料 5-7。社会福祉学科から提案されている)。各学科の3つのポリシーは各学科担当者間の協議を経た上で構築されているが、その際には中教審によるガイドライン(根拠資料 5-8)にも示されるとおり、「必ずしも3つのポリシー全てを同一の単位で策定する必要はなく、ポリシー間で策定単位が異なることもあり得る」ことを前提としている。

結果的には、学びの独自性をアピールしたいというねらいから、アドミッション・ポリシーも他の2つのポリシーと同様に学科ごとの個別の表現によって策定したが、入学試験<アドミッション・ポリシー<カリキュラム・ポリシー<ディプロマ・ポリシーと、教育プロセスが展開するにつれて学科ごとの個別性が拡張してゆくというモデルが共有されている。入学試験問題の一部が学部学科を超えて共通しているのは、このような背景による。

入学試験体制については、それぞれ入学試験委員会を設置して組織的に運営されている (根拠資料 5-3、根拠資料 5-4、根拠資料 5-5、根拠資料 5-6)。また試験内容や水準についても学生募集要項や受験説明会、オープンキャンパス等で丁寧に案内している。過去の試験問題も公表している。試験においては複数の教員の合議によって作問を行い、採点基準の明確化と共有を行っている。合否判定は学部、2つの研究科ともに教授会や研究科委員会の審議によっている。選択科目制を採る入試枠では、得点調整も行って公平性の確保に努めている。上記から本学では、確立された運営体制のもとに公正な試験が実施され、受入れ方針に

沿った入学者が適切に選抜されていると言える。

点検・評価項目③:<u>適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数</u>を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1:入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
- <修士課程、博士課程、専門職学位課程>
- ・収容定員に対する在籍学生数比率

本学の入学者数は、全体として数年来にわたりおおむね適正に管理されている(根拠資料5-3、根拠資料5-4、根拠資料5-5、根拠資料5-6)。看護学研究科において平成30年7月現在の在学学生数比率が収容定員の1.67倍となっているが、これは長期履修制度を活用して働きながら学ぶ学生が多く、在学年数の延長傾向が見られるためである。しかしこれまで中途退学者はなく、在学年限以内で全員が課程を修了している。また臨床心理学研究科では入学者の減少傾向がみられたが、学園内の推薦入試制度の創設などによって打開を試みているところである。

点検・評価項目④: <u>学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行ってい</u>るか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

いずれの下位組織においても、入学者数や入学後の学業適応について点検・評価を適切に行い、その結果に基づいて選抜方法等の改善に努めている(根拠資料 5-3、根拠資料 5-4、根拠資料 5-5、根拠資料 5-6)。たとえば福祉心理学部では、それまで社会福祉学科の1つのコースのみで実施していたAO入試を、平成28年度入試からは社会福祉学科の全コースに拡大して導入した。当初、志願者(入学者)層の学力低下を危惧する声が学部内にあったが、

入学直後の基礎学力テストから、従来からの推薦入試区分の入学者と差異のないことがわかったためである。その後の追跡調査でも、一般入試やセンター試験利用入試による入学者との成績差異も学年進行とともに縮小して行くことが見えてきたため、志願者動向も踏まえ、専願で入学意欲の高いAO入試区分の定員を毎年少しずつ増やしてきている。専願の入試は、大学経営の視点からは早期に一定の入学者数を確保するという目的も担っている。平成29年度からは臨床心理学科にもAO入試を導入しており、入学後の学習適応についても現時点で問題はない(根拠資料5-4)。

# (2) 長所・特色

本学ではオープンキャンパスや研究科説明会などにより、教育課程の特色や学風、卒業後の進路状況、入試の内容や評価方法などについて対面式で丁寧に説明している。そのうえで適切な選抜を行っており、入学者の学業適応はいずれの下位組織でも良好で、中途退学者は極めて少ない。また入学試験では、学生(学習者)の異なる層を形成するために、一般選考のほかに社会人選抜や学校推薦、AO入試など複数の入試枠を設けている。どの学科・研究科でも一定の学力水準の確保は重要であるが、同時に、それぞれの背景や特性(強み)を活かして切磋琢磨して学ぶ複数の学生層の構成をねらっている。現在それが功を奏していると考えられる。

#### (3) 問題点

上記の長所の半面ともいえるが、看護学部と福祉心理学部の現行の入学試験は、入試区分によって、評価する能力の偏りが大きい。たとえばセンター試験利用入試では学力試験しか課しておらず、学力3要素のうち「主体的に学ぶ態度・協働性」などは直接の評価対象にしていると言えない。こうした課題については入学試験委員会でも繰り返し共有し、2021(平成33)年度入試に向けた検討を始めているところである。

また、現行はどの下位組織も、学生募集要項に各入試区分の作題意図、評価基準、求める 水準等について十分に詳細な記載をするまでに至っていない。オープンキャンパスや研究 科説明会、学校説明会、高校訪問等においての情報提供が主となっている。どの区分では何 を意図して、どのような力をどのような基準で評価するのか、より積極的に学生募集要項に も明示して行くことが全学に共通する課題である。

# (4) 全体のまとめ

本学は両研究科・両学部をあわせても小規模な組織であり、入学試験を運営する人的資源にも限りがある。上で述べた本学の持ち味を大事にしつつ、より丁寧かつ効果的な広報活動、

そしてより公正で合理的な学者選抜の方法について、引き続き検討して行きたい。

# 【根拠資料】

- 5-1: 平成 28 年度第 2 回教学改革推進会議議事録
- 5-2:平成28年度第7回教学改革推進会議議事録と資料抜粋
- 5-3:看護学部中間報告書第5章(基準5)
- 5-4:福祉心理学部中間報告書第5章(基準5)
- 5-5:看護学研究科中間報告書第5章(基準5)
- 5-6: 臨床心理学研究科中間報告書第5章(基準5)
- 5-7:平成28年度第6回教学改革推進会議議事録および資料抜粋
- 5-8: 中央教育審議会『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー),「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』平成28年3月31日 http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1369248.htm

#### 第6章 教員・教員組織

# (1) 現狀説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研 <u>究科等の教</u>員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2:各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、

連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

新潟青陵大学は、学園建学の精神である「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」に則して「実学教育」を基調として開学し、「こころの豊かな看護と福祉の実践」を大学の理念とし、「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」を大学の目的と定めている。これらの理念・目的を達成するために、教育・研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、熱意をもって、かつ真摯に教育・研究に取り組む教員を求めることとしている。

大学として求める教員像については、「本学が目指す教職員の姿」として学園理事長が2004 (平成16) 年に示したものがあり、「本学が目指す学生の姿」と「本学園が目指す学園の姿」とともに学生便覧及び学園HPの各年度の事業報告にも掲載されている(根拠資料6-1 平成29年度事業報告書)。

教員組織については、主要な授業科目については原則として専任教員を配置することと しているが、必要に応じて非常勤教員を置くこととし、本学の理念・目的を達成するた め、経営とのバランスも考慮しながら教員組織を編成している。

上記のように、求める教員像、教員の資格基準等については、それぞれ個別に示されているが、教員組織の編成方針としての明文化はなされていない。

教育研究に係る責任の所在について、学部においては大学学則に明確に定めている。大学の教育研究の組織・体制の基本事項など全学に関わる事項を審議する評議会(学則第7条)と教育研究に関する重要な事項で、意見を聞くことが必要なもの物としての教授会(学則第9条)があり、審議事項が学則に定められている(根拠資料6-2 新潟青陵大学学則、根拠資料6-3 新潟青陵大学教授会規程)。

なお、本学は、看護学部と福祉心理学部を構成する2学部3学科の大学であり、評議会の下には各学部教授会と看護学科、社会福祉学科及び臨床心理学科の学科会議および附置委員会がある。さらに学長の諮問委員会と附属機関の各種委員会が設置されている。全学に関わる事項・教学に関わる事項・各委員会に関わる事項について、各委員会で意見調整

を図り、成案を得たものから順次、教授会の審議に付されて最終的に評議会において大学 運営の基本方針が決定される。

大学院における教育研究の責任の所在は、大学院学則に明確に定めている。大学院に関する学務および運営その他研究科の重要な事項を審議し授業および指導並びに学位論文の審査その他必要事項を審議する委員会(研究科委員会、第32条)である(根拠資料6-4 新潟青陵大学大学院学則)。

学部・研究科では、教授会又は研究科委員会並びに各種委員会での審議を通じて教員間の合意形成を図り、組織としての連携を確保している。(根拠資料6-5 新潟青陵大学大学院の組織および運営等に関する規程)

点検・評価項目②:<u>教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するた</u>め、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1:大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2:適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教 授又は助教)の適正な配置
- 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む)
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3:学士課程における教養教育の運営体制

学部各学科・大学院研究科においては、大学設置基準および大学院設置基準に定める教員数を措置するとともに、各種資格付与のため関係法令・規程に基づき、教育課程に相応しい教員組織を適切に整備することとしており、学部においては、大学設置基準上の必要専任教員数は43人であるが、本学の専任教員数(助教以上)は74人であり、このほかに実習・演習等において適切に対応するため、4人の助手を配置している。

大学院看護学研究科においては、研究指導教員および研究指導補助教員を20人配置し、 大学院設置基準上必要な専任教員数を満たしている。

大学院臨床心理学研究科においては、研究指導教員および研究指導補助教員を10人配置 し、大学院設置基準上必要な専任教員数を満たしている。

本学では教員の定年を教授が満67歳、准教授が満65歳、助教および講師が満63歳と定めているが、運営上特に必要な教授は70歳まで延長が可能である。また、特任教授に年齢制限はないが、その任期は原則として就任後5年までとされ、特に必要とされれば1年ごと

に更新するが任用の日から起算して10年を超えることができない。

(根拠資料6-6 新潟青陵大学大学院・新潟青陵大学定年および退職金に関する規程、根拠 資料6-7 新潟青陵大学大学院・新潟青陵大学特任教授および客員教授に関する規程)

#### ①看護学部看護学科

大学設置基準上必要な専任教員数12人を超える34人の専任教員と、助手3人と実習・演習助手1人を合わせ38人の教員を配置している。これにより、保健師助産師看護師法の規定に基づき文部科学大臣が指定する保健師助産師看護師学校養成所として認可されている。看護学科の専任教員は、専門基礎科目(基礎医学、臨床医学、公衆衛生学)と専門科目(基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母子看護学、精神看護学)と地域保健学、助産学、養護と教職関連科目の担当者で構成している。

教職関連科目の教育は、看護学科の教員2人と社会福祉学科の教員2人が協同で担当し、 養護教諭養成課程の認可を受け、看護と教育双方の教育を教授する人員が揃っている。

教員の科目担当適合性については、任用時に非常勤講師を含めて教員人事委員会で審査を行い、評議会で承認している。また、「授業アンケート」とカリキュラム委員会の学生モニターからの聞き取り調査により定期的に点検し、科目担当の適合性の判断を行っている。

## ②福祉心理学部社会福祉学科

大学設置基準上必要な専任教員数10人を超える19人の専任教員を配置している。これにより、保育士・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士の養成について、法令・規則に定める教員を配置し教育内容を適切に実施している。

教員の科目担当適合性については、任用時に非常勤講師を含めて教員人事委員会で審査を行い、評議会で承認している。

## ③福祉心理学部臨床心理学科

大学設置基準上必要な専任教員数6人を超える18人の専任教員を配置している。これにより、公認心理師・認定心理士・臨床心理士・社会福祉士の養成について、法令・規則に定める教員を配置し教育内容を適切に実施している。

教員の科目担当適合性については、任用時に非常勤講師を含めて教員人事委員会で審査を行い、教授会で承認している。

#### ④大学院臨床心理学研究科

修士課程として大学院設置基準上必要な専任教員数5人を超える10人の研究指導教員 および研究指導補助教員を配置している。また、本研究科は、公認心理師・臨床心理士 の取得および公益社団法人日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定校であるため、こ の基準に合致した資格を有する教員を必要数配置している。

# ⑤大学院看護学研究科

修士課程として大学院設置基準上必要な専任教員数6人を超える20人の研究指導教員および研究指導補助教員を配置している。また、本研究科は、養護教諭専修免許状の取

得が可能であるため、この基準に合致した資格を有する教員を必要数配置している。

点検・評価項目③:教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1:教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に

関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2:規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員に欠員等が生じた場合には、原則公募により募集を行っており、教員選考規程に基づき教員人事委員会により、厳正かつ透明に審査・選考を行い、評議会で結論を得ている。

教員の資質・資格および採用等に係る選考手続きについては、教員選考規程において明確に定めている。教員の昇任も同様に前記の選考基準等が明確に定められており、案件ごとに学長の諮問委員会である教員人事委員会で慎重に審議される。また、教員の昇格等に係る人事についても同様に、教員人事委員会において研究業績等に基づき審議を行った後、評議会で結論を得ている。

(根拠資料6-8 新潟青陵大学教員選考に関する規程、根拠資料6-9 新潟青陵大学大学院教員選考に関する規程)

点検・評価項目④: ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1:ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

評価の視点2:教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の資質の向上を図るための方策としては、本学専任教員の教育研究活動の振興と円滑化を促し、その成果の発表のため、2001 (平成13) 年度から毎年度1回、紀要を発行している。2008 (平成20) 年度からは新潟青陵学会の学会誌として新潟青陵学会誌を毎年度1~2回発行している。投稿論文については、学内教員の査読委員により審査を行い、その結果に基づき学会誌委員会において原稿の採否・修正の指示等の決定を行っている(根拠資料6-10 青陵学会誌投稿および編集に関する規程)。開始からこれまで12巻出版し、採択率は87% (131/150) である(根拠資料6-11 新潟青陵学会誌掲載論文採択率)。

臨床心理学研究科においても「新潟青陵大学大学院、臨床心理学研究」を年1回発刊し、

研究の推進を図っている(根拠資料6-12 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究投稿規程)。

教員の資質の向上を図るため、自己点検・評価委員会で行っている FD 活動について、2013 (平成25) 年度から FD 委員会を設置し、活動を活発化しつつある (根拠資料6-13 新潟青陵大学自己点検・評価・FD に関する規程)。教員の資質の向上を図るための組織的な取り組みとして、学部においては、授業内容・方法の改善に資するため年度開学当初から毎年度全授業科目について「授業アンケート」を実施している (前期および後期の2回、学期の後半の授業の際に実施)。アンケートは、51 質問項目をもって構成しており、質問項目ごとに「強くそう思う」、「そう思う」、「どちらでもない」、「あまり思わない」、「そう思わない」の5段階で回答することとしており、あわせて、授業に対する要望等を自由に記述することとしている。各教員はアンケート結果を真摯に受け止めて授業内容・方法の創意工夫を加え、教育の質の向上に努めている。なお、2013 (平成25) 年度から、教員から評価への意見と次年度への取り組みについて書くことを定め、教員の姿勢、教員の教え方、授業内容に積極的に関与する環境を作っている (根拠資料6-14 平成30年度授業アンケート実施結果)。研究科においても、2009 (平成21)年度から、大学院生全員を対象とした授業評価アンケートを前・後期に実施し、その結果を研究科委員会で検討している (根拠資料6-15 大学院授業評価アンケート結果)。

教員の資質の向上を図るための組織的な取り組みとしては、前期又は後期の指定する3週間の間に全教員が授業を公開するとともに、互に授業を見学し意見を記載する「授業公開・見学」も実施している。(根拠資料6-16 平成29年度授業公開・見学実施要領)

新潟青陵学会学術集会が毎年行われ、毎年主なテーマを定め、外部から講師を招きシンポジウム形式での講演会、ポスターセッションを行い、2012(平成24)年度からは、発表原稿は査読後に、新潟青陵学会誌として出版している。(根拠資料6-17 新潟青陵学会誌第11巻第2号 2018年)

研究倫理に関しては、科学者の行動規範を守らせるため毎年秋の科学研究費申請にあわせ、 全教員に対して研究に関する倫理指針、研究費の適正使用、研究の公正性、利益相反、知的財 産管理などの研修を行い、本問題への真摯な対応を心がけさせている。

社会貢献については、地域貢献センターを中心として活動を行い、文部科学省および新 潟県などの社会貢献と関連する事業への応募を学内だけでなく県内の他大学と連携して積 極的に参加している。また、教員と職員が種々の講演会や研修会に参加し、得られた情報 を理事会、評議会、教授会、各種委員会を通して還元する事を推奨している。これらの活 動を介して、教員、職員が社会貢献の意義、方向性、手法に熟達して、更なる活発な社会 貢献活動を行うことを奨励している。

管理業務に関しては、関連する分野の講演会、研修会に積極的に担当教員、職員を派遣 して、最新の情報を得、大学に貢献しうるような仕組みを行っている。 点検・評価項目⑤:<u>教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u>

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、教育課程の改定や、教員に欠員が生じた場合、資格等の取得に係る要件の変更等があった場合等に都度、大学設置基準(専任教員数)・大学院設置基準(研究指導教員数等)の充足状況、専任教員との学生数の比、年齢構成等について検証を行っているが、教員組織の編制方針を定めた定期的な点検・評価は行っていない。授業科目と担当教員の適合性においては、次年度の教育課程の編成に際し、授業評価アンケートの結果を踏まえ、各学部・研究科において点検・評価を行い、改善策を検討している。

# (2) 長所·特色

教員数については、大学設置基準の規程を満たしつつ、看護・福祉心理における各学部の専任教員一人当たりの学生数(ST比)が9~18人程度になることを勘案して編成するため、各学部の教員数を定め設定し運用を図っている。このことにより教育面、財政面から適正な教員数が維持されている。(資料6-(2)-1 学科基礎データ)。

教員の教育研究活動等の評価については、教員個人の本学における活動について、自律的・主体的に点検・評価を行うことにより、本学の教育・研究等の一層の向上と活性化を図り、もって本学の基本理念の実現を図ることを目的とする新潟青陵大学教員評価規程(2018(平成30)年9月30日学長裁定)に基づき積極的に評価し、処遇につなげていく方策を検討する(資料6-(2)-2 新潟青陵大学・教員評価規程)。

#### (3)問題点

教員数の設定は、人件費の増加を抑制する観点から効果はあるが、教育の質を担保する制度ではないため、そのあり方について見直しが必要であること。そのためにも、全学的な教員組織の編成方針を明確化するとともに、教育内容充実のため、編成方針自体も含めた定期的な点検プロセスを確立する必要がある。

## (4) 全体のまとめ

教員数の管理については、教育の質保障の達成、人件費の適正化の両面の側面から検討していく必要がり、体系的な教育課程の編成による授業科目の精選、責任コマ数のあり方の検

討、雇用形態のあり方、教員評価制度の検討などの諸施策を関連させながら見直しを図っていく。

## 第7章 学生支援

# (1) 現狀説明

点検・評価項目①: <u>学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、</u> 学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、全学的な基本方針を「自律と自己決定」と定め、各学部・研究科では、これに 基づいて、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支 援及び進路支援を行っている。

基本方針及びそれを具体化した学生支援体制の全体像並びに学生生活ガイドは、学生便 覧に明示している(根拠資料 7-1)。

また、それらの詳細については、各学部においては新入生全員を対象としたオリエンテーションキャンプでの「学生生活オリエンテーション」において、各研究科においては新入生全員を対象としたオリエンテーションにおいて、学生便覧を教材に用いて教示している(根拠資料 7-2、根拠資料 7-3、根拠資料 7-4)。

さらに、大学ホームページにおいては「キャンパスライフ」を紹介するページを開設し、 学内外に対して、学生支援に関する情報の提供に努めている(根拠資料 7-5)。

ただし、前述した基本方針については、毎年度、機関決定の手続きを踏んで策定している わけではないので、「入学者の傾向等」を踏まえた策定の在り方や体制を検討・整備する必 要がある。また、大学ホームページには、そうした基本方針が掲載されていないので、今後、 改善が必要である。

以上、本学では学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

<根拠資料 7-1:平成 30 年度学生便覧(基本方針: p. 179、学生支援体制の全体像: pp. 59-67、学生生活ガイド: pp. 161-179>

<根拠資料 7-2:2018 年度新潟青陵大学新入生オリエンテーションキャンプ要項>

<根拠資料 7-3:2018 年度新潟青陵大学新入生オリエンテーションキャンプ「学生生活ガイド」スライド>

<根拠資料 7-4:2018 年度オリエンテーション日程表(前期・後期)>

ac.jp/campuslife/>

<根拠資料 7-5:新潟青陵大学ホームページ「キャンパスライフ」http://www.n-seiryo.

点検・評価項目②: <u>学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整</u>備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1:学生支援体制の適切な整備

評価の視点2:学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- 正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3:学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止の ための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4:学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5:学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6:その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援に関する大学としての方針を実現するため、全学的に学生支援のための体制を整備している(根拠資料 7-6)。具体的には、以下に示す専門委員会を設置するとともに、それぞれの委員会が所掌する専門機関を、新潟青陵大学短期大学部との共同により設置・運営している(根拠資料 7-7)。

【修学支援】(委員会)教務委員会、情報化推進委員会、図書委員会、各種育成委員会 (機関・組織)学務課、コンピュータヘルプデスク、図書館、実習指導室

【生活支援】(委員会) 学生委員会、健康管理委員会 (機関・組織) 学務課、健康管理センター

【進路支援】(委員会) キャリアセンター運営委員会 (機関・組織) キャリア支援課、キャリアサポートステーション 【課外活動】(委員会) 学生委員会、地域貢献・社学連携委員会、ボランティアセンター 運営委員会など

(機関・組織) 学務課、地域貢献センター、ボランティアセンター、学友会など

上記の各機関・組織には、スタッフ (医師、看護師など)、相談員 (臨床心理士、キャリアカウンセラーなど)を配置して、学生の相談・対応を行っている。また、日常的な学生支援を行う単位組織として、少人数の学生と教員 1 名から構成されるアドバイザーグループを設け、それぞれの指導担当教員が"よろず相談窓口"として学生生活全般の支援に当たっている (根拠資料 7-8)。

このように整備された学生生活の支援体制のもとで、本学においては、従前より実施している日常的な学生支援に加えて、以下のような特筆できる学生支援を実施している。

#### 【修学支援】

第一に、障がいのある学生に対する全学的な修学支援の実施を挙げることができる。具体的には、2017 (平成 29) 年 4 月 1 日に「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針」を学長裁定により定めた(根拠資料 7-9)。そして、その方針に基づき、学生委員会を中心とする支援体制や合理的配慮決定までの流れを整備・策定し、大学ホームページで公開するとともに、前期・後期のオリエンテーション期間においてすべての学生を対象とした説明を実施している(根拠資料 7-10)。

第二に、奨学金その他の経済的支援に関する全学的な体制の整備を挙げることができる。 具体的には、学校法人理事長が出席する授業料免除審査委員会において、新入生からの申請 に基づき、経済的困窮者・遠方居住者・特待生(クラブ活動)の区分において支援対象者を 審査・決定している。また、家計急変者に対する授業料の減免についても、同審査委員会に おいて同様の支援を実施している(根拠資料 7-11)。

第三に、学生が自らの学修状況を自己管理したり、教員が学生をきめ細かく支援したりすることができるよう、ポータルサイト N-Compass 上で入力・共有できるセルフチェックシートを運用している(根拠資料 7-12)。

第四に、近年の学生の多様化に伴う学力格差に鑑み、成績不振の学生の状況把握と指導に注力している。例えば、大学院臨床心理学研究科においては、入学時及び進級時に心理学に関する実力テストを行うことで、学生に自分の不足している部分を自覚させ、個別の努力を促すように配慮している(根拠資料 4-1)。そうした情報は大学院研究科委員会において情報が共有されるとともに、学生が自主的に取り組んでいる勉強会の支援を行っている(根拠資料 7-13)。

#### 【生活支援】

第一に、学生の相談に応じる体制の一環として運用しているアドバイザーグループ制度 (前述)を挙げることができる。例えば、福祉心理学部においては、平成28年度よりアドバイザーグループ活動費補助事業を実施している。この事業は、「アドバイザーグループの 活動を促進し、学生間ならびに学生教員間の交流がさらに進み、学生相談・支援活動がより 円滑に進むこと」を目的としており、アドバイザーグループ交流費補助とゼミ合宿の教員旅費・宿泊費の2区分から構成されている(根拠資料7-14)。

第二に、ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備を挙げることができる。具体的には、2018(平成30)年4月1日より「学校法人新潟青陵学園ハラスメント防止・対策に関する規則」(根拠資料7-15)を施行するとともに、同日付けで「学校法人新潟青陵学園ハラスメント防止・対策ガイドライン」(根拠資料7-15)を策定し、大学ホームページにて公表した。

同規則においては、ハラスメントの具体的な定義として、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントを規定する(第2条第1項)とともに、ハラスメントに起因する問題についても規定した(第2条第2項)。また、相談員や相談窓口についても整備し、具体的な相談先を大学ホームページにおいて公表した(根拠資料7-16)。

#### 【進路支援】

第一に、学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備を挙げることができる。具体的には、毎月定例で開催するキャリア委員会を中心として、新潟青陵大学短期大学部とも連携・協働しながら、キャリア関連情報や医療・福祉・企業・保育など各業界情報の収集・共有に努めている。また、学生のニーズに応じた個別的な支援を、キャリア支援課並びにキャリアカウンセラーを配置したキャリアサポートステーション(前掲)において日常的に実施している(根拠資料 7-17)。

第二に、入学後の早い段階から進路選択に関わる支援やガイダンスを実施していることを挙げることができる。具体的には、学部においては、1 年次前期に「キャリアデザイン入門」を全学共通の必修科目として開講する(根拠資料 7-18)とともに、その後の「キャリアデザイン  $\Pi$ 」(1 年次後期)、「キャリアデザイン  $\Pi$ 」(1 年次後期)、「キャリアデザイン 1 (1 年次前期)とも併せて、実社会において必要となる社会人基礎力を 1 年間の修学を見据えて計画的に育成している。

#### 【課外活動(部活動等)支援】

学生の正課外活動を充実させるための支援の中でも、いわゆる「部活動等」に相当する活動に対する支援としては、学友会に対する運営支援を挙げることができる。

学友会は、「自主的な学生の活動を通して教養を高め健康の増進を図るとともに、会員相互の親睦を深め、学園生活の発展に寄与することを目的」(新潟青陵大学学友会会則第2条)として設置されている団体である(根拠資料7-19)。学友会には、いわゆる「部活動等」に相当するクラブが所属しており、顧問である指導担当教職員、学生委員会、学務課による支援・指導を受けながら日常的に活動するとともに、定期的にクラブ会を開催して、相互の連絡・調整を図っている(根拠資料7-20)。

以上、本学では学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備され

ており、学生支援は適切に行われていると判断できる。

- <根拠資料 7-6:平成 30 年度学生便覧「学生支援体制の全体像」(pp. 59-67>
- < 根拠資料 7-7: 平成 30 年度学生便覧「大学・大学院組織図」(p. 305) 及び「事務組織図」(p. 306) >
- <根拠資料 7-8: 平成 30 年度学生便覧「アドバイザーについて」(p. 65) 及び「アドバイザー規定」(p. 223) >
- <根拠資料 7-9:新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針>
- <根拠資料 7-10:新潟青陵大学ホームページ「障がいに関する相談」http://www.n-seiryo.ac.jp/campuslife/support/>
- <根拠資料 7-11:平成 30 年度第1回授業料免除審査委員会配布資料>
- <根拠資料 7-12:セルフチェックシート運用フォーム一覧>
- <根拠資料 7-13:学生による自主勉強会の支援に関する根拠資料>※院確認
- <根拠資料 7-14:福祉心理学部アドバイザーグループ活動費補助事業について>
- <根拠資料 7-15:「学校法人新潟青陵学園ハラスメント防止・対策に関する規則」http://www.n-seiryo.ac.jp/campuslife/harassment/>
- <根拠資料 7-16:「学校法人新潟青陵学園ハラスメント防止・対策ガイドライン」http://www.n-seiryo.ac.jp/campuslife/harassment/>
- <根拠資料 7-17: 平成 30 年度学生便覧「キャリア支援課について」(pp. 63-65) >
- <根拠資料 7-18: 平成 30 年度シラバス「キャリアデザイン入門>
- <根拠資料 7-19:平成 30 年度学生便覧「新潟青陵大学学友会会則」(pp. 280-282) >
- <根拠資料 7-20:平成 30 年度学生便覧「クラブ会会則」(pp. 284-285) >

点検・評価項目③: <u>学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。ま</u>た、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、学生を対象としたアンケート調査を根拠(資料、情報)と し、毎年度、定期的に点検・評価を行っている。

直近の例では、各学部において共通する「大学生活に関するアンケート」を、卒業直前の 4年生(実施月:2月)と進級直後の3年生(実施月:4月)を対象として実施した。具体 的には、目的達成度、人間的な成長、大学生活全般、施設設備、教員・職員、授業・教育シ ステムの観点について、それぞれ「はい/いいえ」の2択で回答できる設問を6~8問程度 設けるとともに、自由記述も行えるように設計した(根拠資料7-21)。

回収したアンケートは学生委員会において点検した(根拠資料 7-22)上で、全学の評議会(根拠資料 7-23)、各学部の教授会(根拠資料 7-24)、各研究科の委員会(根拠資料 7-25)において報告し、関係する機関・組織において更に詳細な評価を加えた。

こうした点検・評価結果に基づく改善・向上も、具体的に行われている。

例えば、福祉心理学部においては、看護学部に比べてアドバイザー教員との交流が充実していないという学生の声に基づいて、前述したアドバイザーグループ活動費補助事業が企画・実施された。また、特に昼食時の飲食スペースが狭いという学生の声に基づいて、新1号館における飲食禁止スペースの緩和が行われた(根拠資料7-26)。

なお、上記のアンケート結果については、学生代表(学部学生9人)とも共有し、教育環境や学生生活支援の改善に向けた意見を教職員と交換し合った(根拠資料7-27)。

以上、本学では学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

<根拠資料 7-21: 大学生活に関するアンケート (新 3 年生実施結果) 及び大学生活に関するアンケート (4 年生実施結果) >

<根拠資料 7-22:平成 30 年度第2回学生委員会配付資料及び議事録>

<根拠資料 7-23:平成 30 年度第3回評議会配付資料及び議事録>

<根拠資料 7-24:平成 30 年度第 3 回看護学部教授会配付資料及び議事録、平成 30 年度第 4 回福祉心理学部教授会配付資料及び議事録>

<根拠資料 7-25:平成 30 年度第2回大学院看護学研究科委員会配付資料及び議事録、平成 30 年度第6回大学院臨床心理学研究科委員会配付資料及び議事録>

< 根拠資料 7-26: 平成 30 年度第 4 回学生委員会配付資料「学生居場所調査(写真)」「学生居場所調査(インタビュー)」及び議事録」>

<根拠資料 7-27:学生との意見交換会プログラム配付資料及び議事録>

# (2) 長所·特色

「アドバイザーグループの活動を促進し、学生間ならびに学生教員間の交流がさらに進み、 学生相談・支援活動がより円滑に進むこと」を目的として2016(平成28)年度から開始した 福祉心理学部アドバイザーグループ活動費補助事業については、2017(平成29)年度にお いて「アドグル交流費補助」が33グループ中32グループの参加(前年度比+5グループ)、 「ゼミ合宿の教員旅費・宿泊費」が4名(前年度比+0名)と着実に運用が進んでいる(根

「ゼミ合宿の教員旅費・宿泊費」が4名(前年度比±0名)と着実に運用が進んでいる(根拠資料7-28)。

教員と学生との距離が近いということが、本学の長所の一つである。アドバイザーグルー

プ制度について、今後さらに効果的なものとするよう、定期的に実施しているアドバイザー 教員と学生とのミーティング (アドグルミーティング) (根拠資料 7-29) における学生の要 望等も集約しながら向上策を講じていく。

<根拠資料 7-28:平成 29 年度アドバイザーグループ活動費補助事業実績及び平成 29 年度アドバイザーグループ交流学科別学年別月別実績>

<根拠資料 7-29: アドグルミーティング・交流会 DATA>

# (3) 問題点

学生支援に関する問題点を、以下に 2 点、指摘する。

1点目は、学生支援に関する全学的な基本方針の策定に関する問題点である。

前述した「自律と自己決定」という全学的な基本方針は、ここ数年来、前年度のものを継続・踏襲する形で掲げられている。学生委員会において次年度の学生便覧の掲載内容を協議する中に含まれている(根拠資料 7-30)けれども、「入学者の傾向等」を「適切な根拠(資料、情報)」に基づいて検討し、その結果を受けて全学的な基本方針を策定したり、評議会や教授会などの場で機関決定したりしているわけではない。

学生支援に関する全教職員の共通理解を図るという観点からも、基本方針の策定プロセスの在り方を検討する必要がある。

2点目は、学生支援体制の運用に関する問題点である。

2015 (平成 27) 年度の学部改組によって、本学は、それまでの単一学部構成から 2 学部構成 (看護学部と福祉心理学部)となり、それぞれの学部に学生支援を担当する委員会が設けられた。そして、それら 2 つの委員会に加えて、大学院看護学研究科及び大学院臨床心理学研究科にそれぞれ設けられている学生支援を担当する委員会をも掌握する形で、現在、評議会附置の学生委員会が設けられている。

各学部、各研究科にはそれぞれの設置目的があり、学生の実態や要望にきめ細かく対応する上で、学部・研究科独自に委員会を設けることには一定の意義がある。しかしながら、日常的に所掌する業務には類似したり、共通したりする内容が多く、それぞれの委員会において個別に取り組むことは非効率な側面があることも否めない。これに加えて、本学は新潟青陵大学短期大学部の学生委員会とも緊密に連携・協働しながら、協調して学生支援を実施しなければならないという事情も抱えている。

こうした事情から、各学部・研究科と全学の学生委員会との関係や所掌する業務の内容を整理・集約したり、新潟青陵大学短期大学部の学生委員会とのより効果的な連携・協働の在り方を検討したりする必要がある。

<根拠資料 7-30:平成 28 年度第8回学生委員会配付資料及び議事録>

# (4) 全体のまとめ

これまでに見てきたように、点検・評価項目①②③それぞれに該当する諸活動は滞りなく 実施されており、すべての学部・研究科において概ね適切な学生支援が実施されているといえる。

今後は、長所として挙げたアドバイザーグループ制度について、これを一層有効なものとすべく成果の検証を続けていく。具体的には、前述したアドバイザーグループ活動費補助事業について、開始後3年度間を経過する本年度末にアドバイザー指導担当教員を対象としたアンケート調査を実施し、事業の効果を検証する。あわせて、毎年度実施している「大学生活に関するアンケート」の結果とも関連付け、適切な根拠(資料、情報)に基づく成果の検証を続けていくことで、本学の「自律と自己決定」という学生支援の基本方針のさらなる具体的な実現に努めていく。

一方で問題点もあり、中でも学生支援の基本方針の策定プロセスについては全学的課題 として早急に改善すべく、2019 (平成 31) 年度までに手続きを明文化し、大学として取り 組んでいく。

#### 第8章 教育研究等環境

# (1) 現状説明

点検・評価項目①: <u>学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備</u>するための方針を明示しているか。\_

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等 環境に関する方針の適切な明示

本学の教育研究の目的を実現するため、常に施設・設備等の充実を図るとともに、学生が 在学中に快適な学生生活を過ごしたという満足度の高い施設・設備の内容に発展・進化させ ることを基本方針として教育研究等の環境整備を行っている。

教育研究等環境の整備実施計画および予算については、理事会・評議員会において審議・ 承認を経て決定している。

18歳人口が120万人規模で推移していることから2015(平成27)年度までに、キャンパス魅力アップ・耐震性向上およびバリアフリー化による学生および教職員の安全性の確保等を企画して、水道町キャンパスの再整備を図ることとし、2010(平成22)年度より計画的に資金を積み増して、2012(平成24)年度より、具体的建築計画に着手した。また、このために建物の耐震診断を2012(平成24)年度より実施して施設整備計画を進めた。2007(平成19)年度大学基準協会認証評価における改善報告書において、3号館の改築によるバリアフリー化を実施し、その後の耐震診断を含む建物の詳細な調査により、エレベーターの設置が可能との判断がなされたため、耐震補強並びにバリアフリー化および省エネルギー化工事を、文部科学省私立学校施設整備費補助金を受けて実施した。なお、これまでの大型施設整備計画では、3号館耐震補強工事並びにバリアフリー化及び省エネルギー化工事(2014(平成26)年3月竣工)、幼稚園棟改築工事(2014(平成26)年4月竣工)、大学短大棟I期改築工事(2017(平成29)年度竣工)竣工し教育研究等環境の整備実施計画による大学短大棟II期改築工事を2020(平成31)年度までに完成する予定としている。(根拠資料8-1)

点検・評価項目②: 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、 かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している か。 評価の視点1:施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環 境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2:教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

新潟青陵大学は、新潟青陵大学短期大学部と同キャンパスにあり、校地は新潟青陵大学短期大学部と共用している。キャンパスは、水道町キャンパス(中心校地)と立仏キャンパス(屋外運動場)の2カ所あり、校地53,800㎡、校舎26,059㎡は大学設置基準面積を十分満たしている。水道町キャンパスは、新潟市の中心部の新潟西海岸公園(風致地区)内に位置している。交通の利便性についても極めて良好であり、最寄り駅であるJR越後線白山駅より徒歩15分、JR新潟駅からは市内循環線バス(10~20分程度の間隔で運行)で約20分、最寄りのバス停である松波町1丁目より徒歩4分である。2007(平成19)年より、JR新潟駅から隣接する市営マリンピア新潟水族館へのバス路線(循環線)が変更され、新潟青陵大学前バス停が設置された。この路線は、水族館の営業時間に合わせて運行されていることから学生の通学・下校時間とほぼ一致しており、学生の利便性はさらに増した。(根拠資料8-2)

主要な建物は新1号館・3~6号館及び体育館を含め6棟で、体育館を除く全館冷暖房を完備している。校舎には、学科共通で使用する一般教室やPCL教室等の他、各学科・大学院の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う実習室、実験室、演習室、大学院生および大学院研究生のための研究室等を設置している。これらの各室には、すべて無線LANによりネットワーク接続ができるほか、各学科の教育課程に基づいて授業を行うためのAV機器、備品等を設置している。なお、キャンパス内は全面禁煙となっている。(根拠資料8-3,6,7,8,9)

運動施設は、体育館(1,710㎡)、6号館1階に体育実技室および立仏キャンパスに屋外運動場(野球場)を設置している。(根拠資料8-3)

校舎は、バリアフリー化への対応も含め新しい1号館と3号館から6号館についてエレベータ(車椅子用操作ボタン付き)とスロープ・身障者トイレなどの対応は整っている。また、水道町キャンパスは、比較的平坦ではあるが随所に起伏のある丘陵地にあるため、各校舎との接続は階段によらざるを得ない部分もあり、これまでのキャンパス再整備により概ねバリアフリー化は完了したが、今後の再整備の進行により、各建物間の接続改善を図る予定である。(根拠資料8-4)

また、設備に関しては、教職員に業務用パソコンを配布するとともに、学内 LAN も全域に整備し、教務システム、図書館検索システム、ウェブ申請システム、N-COMPASS、e ラーニン

グシステム (Moodle 等)、e ポートフォリオシステムを授業や学校運営のために活用している。学生全員にノートパソコンを貸与し、学内全域で無線 LAN を使用できる環境を整えている。また、e ラーニングシステムやクリッカー端末により、インタラクティブな授業の実施も可能となっている。 (根拠資料 8-5)

校地・校舎・施設・設備の維持管理および法令に基づく設備関係(防災設備、エレベーター、電気設備等)の点検整備については、資格を有する業者への委託を行うとともに、施設担当職員を配置して校地・校舎等の維持管理に万全を期している。また、法令に定める快適な環境の形成を図るとともに、衛生管理活動の円滑な推進を図るため、健康管理センターと施設管理部署である総務管理課が連携して、教室等の照度測定やCO2測定とその結果に基づく設備改修を行い、安全・衛生の確保に努めている。

防災対策については、法令に基づいた消防用設備等の点検整備を行っているほか、災害発生時対策マニュアル要綱に基づき火災・その他災害発生時の教職員行動マニュアルを毎年作成、新潟青陵大学・短期大学部消防計画に基づき自衛消防隊の編成、各室に火元責任者の選定を行い、定期的に全教職員および学生が参加する避難訓練を実施し、防災に対する意識の高揚を図っている。避難訓練は、平成24年度より火災とともに地震をも想定した避難訓練としたが、海岸部に近いキャンパスであることから、津波への対応も検討が必要である。また、教職員対象のAEDの使用法も含めて救急法講習会も適宜実施されている。

なお、本学の建物耐震化状況についても耐震性のある建物の割合(耐震化率)は100%でHPにおいて公開している。(根拠資料8-6)

点検・評価項目③:<u>図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。</u> また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1:図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネット ワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点 2: 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者 の配置

図書館の運営については、毎年図書館委員会において、教職員が連携して運営方針や予算配分を検討したうえで、学生の学修成果の向上を第一に考えて資料を収集し、学生が生涯にわたって主体的に学ぶ力を身につけられるように利用者教育を行っている。

資料の収集の面では、シラバスに掲載されているテキストや参考書を中心に、学科別に担当を決めて図書課職員が学習に必要な資料を積極的に選書して図書館の蔵書を構築している。また、より授業や学習に必要な資料を収集するため教員からの推薦も強化している。

収集した資料は、学生が学習に必要な資料を探しやすくするためにブックツリーを中心としたブランチA・B・C・Dの4つのコーナーに学部学科の分野別に配架している。ブランチにはシラバス掲載のテキスト・参考書、雑誌も分野別に配架し、入門書を集めたKeyBookコーナーを作ることで、より学習に必要な資料がすぐに手に取ることができるようにしている。また、各ブランチは貸出・閲覧の利用頻度によって配架を見直し、図書館委員を中心とした教員が定期的にチェックし、学生の学習に最適な資料が配架されるようにしている。

利用者教育の面では、図書館職員が教員と連携をして情報リテラシー教育を実施している。1年次生では初年次教育にあたるスタディスキルで「大学図書館での情報収集」の授業を担当し、図書館の利用方法やレポート作成のための情報収集の方法についてレクチャーしている。また、3年次生には卒業研究のための文献検索のガイダンスを実施し、データベースを使った文献検索の方法について説明、RefWorksを使った文献管理の方法を学ぶ講習会を実施して、4年生になる前に効率よく卒業研究を進めるためのスキルを身に着けられるようにしている。この他にも、図書館内にスタッフや学生、教職員が薦める資料を展示するコーナーを設け、学生・教職員・学外利用者がお互いに資料を紹介し合う「まちライブラリー」を設置して、学生の読書の促進も図っている。(根拠資料8-7)

図書館の施設は2017(平成29)年4月に新校舎(新1号館)に移転し、面積は1,621㎡(1階1,326㎡、2階294㎡)で旧図書館の約1.5倍の広さとなり、収容できる蔵書数も約15万冊に拡張した。これによって、課題であった書架の狭隘化も解消し、ラーニングコモンズ等の学生の多様な学習ニーズに対応できるような設備と機能を備えた図書館となった。1階は個人学習(知識・情報の収集)を中心とする従来の図書館機能を備えた「Library」で、通常の閲覧席の他に静かに学習できるエリアや学習個室を設置し、集中して学習ができるようになっている。また、同じく1階の「Media Commons」では、雑誌や新聞、視聴覚資料、デジタル資料といった様々なメディアから情報を得ることができる。2階はグループ学習(知識・情報の共有)を中心とするエリアとして「Learning Commons」が設置され、学生は図書館スタッフとコンピュータへルプデスクのサポートを受けながら学習を進めることができる。

図書館の職員については、専任職員3人、パート職員2人の合計5人を配置し、そのうち4 人が司書資格を持って専門的な図書館業務にあたっている。

開館時間については、学生のニーズに応えて平日は8:30から21:00まで開館し、土曜日も9:30から17:00まで開館している。また、定期試験、国家試験前については、日曜・祝日も開館日を設けている。時間外開館の部分については、業務委託を導入することで安定的に開館ができるようになっている。(根拠資料8-8)

図書館の移転にともない、ICタグによる資料の管理システムと入退館ゲートを導入し、セキュリティーの強化とサービスの向上を図った。ICタグについては、管理面では、資料の無

断持出しの防止、蔵書点検作業の効率化、閲覧履歴の取得等に活用し、サービス面ではカウンターでの貸出返却処理のスピードアップ、自動貸出機の導入等によりサービスの向上につながっている。入退館ゲートはセキュリティーの強化だけでなく、利用者の身分別の入館者数の把握と、入退館両方の認証を導入することで滞在時間も把握できるようになり、学生の図書館の利用動向の分析に活用している。

学習や研究を効率良く進められるように、施設・設備面だけでなくインターネットで様々なサービスが利用できる環境も整えている。貸出状況や貸出履歴の確認、借りている資料の延長、購入してほしい資料のリクエスト、図書館にない資料の相互利用などがすべてインターネットで依頼できるようになっている。また、電子ジャーナルや電子ブックなどの電子資料や雑誌論文データベース、辞書事典データベース、新聞記事データベースなどのデータベースを導入し、学生は自分のノートパソコンから、教員は研究室のパソコンからアクセスできるようになっているだけでなく、学外からアクセスできるようにリモートアクセスサービスも提供している。また、冊子体の図書館の所蔵資料と電子資料をまとめて探すことができるディスカバリーサービスを導入して、学習や研究に必要な資料への効率的なアクセスを確保している。

他大学・関係団体との図書館ネットワークへの参加については、日本図書館協会、私立 大学図書館協会、私立短期大学図書館協議会、日本看護図書館協会等の各種団体への加盟 と、電子ジャーナルの契約交渉のための大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)や国立 情報学研究所のNACSIS-CATに参加して、他機関と連携した業務の効率化や利用者サービス の向上を図っている。

県内では新潟県大学図書館協議会に加盟し、新潟県地域共同リポジトリ (NIRR) にて学内の研究成果を公開してきたが、2019年度には国立情報学研究所のJAIRO Cloudに移行して独自で公開していく予定である。

1993(平成5)年から図書館を一般市民にも開放し、卒業生や修了生だけでなく、地域住民の方から看護師等の専門職の方まで幅広く利用されている。図書館が新しくなってからは登録者数が前年比2倍に増え、特に卒業生・修了生の利用者が増えている。また、新潟県内の大学図書館の連携で、新潟県内の大学生については、学生証のみで利用ができるようになっている。

情報セキュリティー対策として、個人情報については学校法人新潟青陵個人情報保護に関する規程、学校法人新潟青陵学園プライバシーポリシーを整備し、情報セキュリティー基本規程を2014(平成26)年4月1日から施行した。(根拠資料8-9)

2017 (平成29) 年度の情報化推進委員会において新任教員向けN-COMPASS&情報セキュリティーポリシー講習会を開催。情報セキュリティーポリシーの遵守状況チェックについて検討されている。 (根拠資料8-10)

# 点検・評価項目④:<u>教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動</u>の促進を図っているか。

評価の視点1:研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

学部・学科・研究科における教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた講義室・実習室・実験室・演習室の施設を適切に整備するとともに、実験・実習のために必要な設備については教育研究遂行上支障が生じないよう整備・充実を図っている。 特に大学院臨床心理学研究科においては、日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定校として必要な施設設備を、看護学科においては法令に定める看護師等養成施設の基準、福祉心理学科においては、法令に定める介護福祉士および保育士養成施設の基準に基づき、それぞれ施設設備の整備を行っている。 (根拠資料8-4)

教員の研究実施に必要な研究費、研究旅費を、毎年度、職制に応じて措置するとともに、科学研究費取得に結びつくように、共同研究費を設け、本学教員が学内および外部の研究者や病院・施設等の関係者と共同して学術研究を行うことを促進している。また、学外からの研究費を確保するため、科学研究費補助金および各種団体等が募集する助成金の申請を奨励するとともに、受託研究費および奨学寄付金の受入れを積極的に行っている。

「大学としての研究に対する基本的な考え方の明示」

- 研究費の適切な支給(個人研究費規程)個人研究費の配分額は、研究費34万円、研究旅費16万円
- 外部資金獲得のための支援:学術研究科委員会(共同研究費規程)

外部資金獲得活動の更なる活性化を計るために、若手を研究代表者とするグループに優先的に助成することとし、共同研究費助成グループに対しては、積極的に外部資金申請に取り組むことを期待して規程化した。

本学教員が共同して、また学外研究者と共同して学術研究することを促進し、その経費を助成する。

- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等(裁量労働制・・・・・)
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研 究活動を支援する体制

- ・リサーチマップの登録及び活用
- ・新潟大学RETOPとの契約

点検・評価項目⑤: 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応している か。

評価の視点1:研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- 研究倫理に関する学内審査機関の整備

看護学・福祉心理学・臨床心理学の研究では人を対象とした研究を行うことがしばしばあるが、その際基本的に重要なことは被験者の人権に対する配慮が学問的・社会的利益よりも常に優先されること、被験者の安全性が十分に保障されていること、および被験者が研究の目的、方法、安全性等に関して十分に説明を受け、よく理解した上で、途中取り消しの自由をもちつつ自らの意思で研究に協力していること、などである。

新潟青陵大学は、研究者自身の手により、またその指導により行われる研究が、これらの基本的要件を満たすものでなければならないとの立場に立ち、ここに倫理審査委員会規則を2007(平成19)年7月に定めている。

また、2014年に文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学的研究に関する倫理指針」および「ガイダンス」(平成29年6月一部改訂)が示されたことから、従前の新潟青陵大学倫理審査委員会規則を廃止して新たに新潟青陵大学研究倫理審査委員会規程を制定し、委員会の名称を「新潟青陵大学研究倫理審査委員会」に改めるとともに、併せて研究倫理審査申請書類(以下「申請書類」)を改正することとした。新規程及び改正申請書類は、2019(平成31)年1月1日より施行することを2018(平成30)年12月6日の委員会開催で審議し決定した。(第10回大学評議会資料による。)(根拠資料8-11)

点検・評価項目⑥:<u>教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行ってい</u>るか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究環境整備については、耐震化と 18 歳人口減少に対応し、魅力ある安全なキャンパスとするための再整備計画として進行しているが、2019 年度は前年度完了しなかった新1号館の既存校舎との接続工事、旧校舎取り壊し跡の外構整備等を行い、バリアフリー化とアクセスの向上、学生の学修環境整備を進めるほか、建物、設備等の老朽化に係る定期的な修繕・更新、教育・環境改善整備等を計画的に実施することとなっている。(根拠資料 8-1)

## (2) 長所·特色

学部・研究科等の教育研究等環境については、整備実施計画および予算について理事会・ 評議員会において審議・承認を経て決定している。また、教学組織や学生アンケートの結果 から学生の要望を把握し検討課題にするなど、継続的に教育環境の充実を図っている。

教育研究に関する人的支援についても、ラーニングコモンズの運用開始にともない、専属の学習支援スタッフを配置する等、学生の学習環境の整備の充実を図り、教育の質的向上を推進している。

施設・設備については、2016(平成28)年3月に竣工した1号館に学生アンケートでも要望が高かった学生のくつろぎの場を増やすために、館内に休憩スペース、飲食可能スペース等を配置した。また、4号館を学生支援のためのスペースとして集約化し、従前の学務課はもとより、入試広報課、保健室、キャリアサポート室、キャンパスライフサポート室およびボランティア室を配置することで学生アンケートからも高い評価を得ている。(学生満足度調査)

また、研究倫理についても必要な措置がとられている。

### (3) 問題点

ア. RAとTAの活用教育研究支援体制の整備として、RAとTAが十分に活用されていないので、 学生にはこの機会が自己の将来の教育、研究を考える貴重な体験であると意義を伝え て奨励する機会を増やす必要がある。また、教員への啓蒙と特にTAへの経費が予算化さ れていないので、全体のシステムを見直して活用を図る。

イ. 避難訓練については、全学生・教職員対象の避難訓練をこれまでの火災への対応に加 え、津波への対応について、訓練と設備の整備を考慮する。

# (4) 全体のまとめ

教育研究経費の充実を図るとともに教育研究の活性化を図るため、科学研究費補助金・各種団体が募集する研究助成金・受託研究費・奨学寄附金等外部資金の積極的な確保に努めるだけでなく、これまで行われてきた申請へのアドバイザー制度、過去に研究費を取得した書類の公開、研究申請に特化した職員の就任等のシステムの整備を行い、外部研究費取得への助走を促す。また、より研究しやすい環境を整えるために、サバティカル制度や学外からの研究員招へい制度等の導入を検討したい。

#### 第9章 社会連携・社会貢献

# (1) 現状説明

地域貢献センターは、「だれもが主役になれる地域社会とその担い手の育成」を目指して様々な取組を行っている。一般市民向けの公開講座や専門職向けの講座の企画運営に加え、地域の企業・団体及び地方自治体との連携事業全般を所管し、本学を含む新潟市内七大学で構成される「新潟都市圏大学連合」、県内大学等と共同で採択された文部科学省補助事業「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に関連する取組についても当センターが学内において中心的役割を担っている。

その他、ボランティアセンター、国際交流委員会並びに図書館も社会連携・社会貢献の役割を担っている。

点検・評価項目①: <u>大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会</u> 貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・ 社会連携に関する方針の適切な明示

大学は地域住民に知識や教養を広め、また地域住民は何からの課題解決を大学に求めるという「上から目線」で地域貢献が語られることが少なくなかった。しかし、大学は地域住民とともに解決されるべき課題に取り組み、また地域に伝わる知識や教養を「共有財産」とすること、それが今日における「地域貢献」である。新潟青陵大学は「建学の精神」「教育の理念・目的」のもと、「本学が目指す学園の姿」を定めている。その中で、「2. 本学園は学生及び地域社会を顧客とし、顧客満足を徹底している。」と謳い、地域社会との連携・協力の方針を掲げ、地域連携、地域貢献活動を展開している。2015(平成 27)年に地域貢献を推進するため、前年度までのエクステンションセンターを廃止し、新潟青陵大学と短期大学部合同の地域貢献・社学連携委員会を新設した。その中に、公開講座、生涯学習講座等を実施するための地域貢献センターを設置した。地域のニーズのあった講座等の企画・運営に力を入れると共に、地方自治体や大学間の連携を推進するための連携協定等の締結にも積極的に展開している。

学校法人事業計画書においても、「「地域貢献センター」の拡充・進展をめざす。具体的には、(1)公開講座及び特別受講生制度に基づく公開授業数及び受講生数の増加、(2)新潟都市圏大学連合を核とした、地方自治体・地元産業界等との包括連携協定の更なる締結と事業進展、(3)文部科学省からの受託による COC+事業(「地(知)の拠点大学による地方創生

推進事業」平成27年度採択)参加校との連携強化と地域社会における本事業の積極的展開、

(4) 新潟市委託事業である「関屋・白新圏域支えあいのしくみづくり会議」事務局事業の展開、以上4点を踏まえ、「だれもが主役となれる地域社会とその担い手の育成」をめざす。」と明示し、大学 Web サイトにて公開をしている。(根拠資料 9-1 新潟青陵大学ホームページ(事業報告および事業計画))

本学は開学以来、社会との連携を目的にボランティア活動の推進を図ってきたが、東日本大震災での全学的なボランティア活動がきっかけとなり、平成25年度より改めてボランティアセンターの方針を整備、強化し、学生の主体的な活動を推進する役割を担う学生ボランティアコーディネーターの養成に着手した。平成27年度学部分離時に新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部共通センターとなり今日に至っている。

学校法人事業計画書においても、「学生が興味や専門知識を活かして、社会貢献やボランティア活動を積極的に展開するために「ボランティアセンター」を中心とし、多様な組織と連携しながら活動展開する。学生は自ら考えて学び取る力を養い、地域の活性化にも貢献する。」と明示し、大学 Web サイトにて公開をしている。(根拠資料 9-1 新潟青陵大学ホームページ(事業報告および事業計画))

本学のボランティア活動は国内外の諸団体や個人との交流を進め、本学が持っている知やネットワークを社会と共に活用するような仕組みを作る必要がある。そのためには、大学は社会により開かれ、そのネットワーク形成においては、それぞれの人や機関を結びつける役割を果たすことが期待されている。

国際交流については、本学の長・中期目標・計画(平成27年度~平成33年度)に示される基本項目VII. 「国際交流」で「看護・福祉・心理学分野のグローバル化への対応」を掲げ、「1. 海外の大学間協定締結拠点大学との国際学術交流促進」を推進している。(根拠資料9-2新潟青陵大学ホームページ(大学中長期計画))

点検・評価項目②: 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に 関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会 に還元しているか。

評価の視点1:学外組織との適切な連携体制

評価の視点2:社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3:地域交流、国際交流事業への参加

本学の長・中期目標・計画(平成27年度~平成33年度)に示される「基本項目VI.「社会連携と生涯学習」で「看護・福祉・心理学などの分野と関わるステークホルダー※との協働による地域振興・活性化(※学生、教職員、地域住民、行政機関、関連する諸団体・機関)」

を掲げ、「1. 本学の社会連携活動を"第三の使命"と明確に位置づけた活性化」「2. 教育・研究の積極的が発信と教職員の教育・研究の活性化」「3. ステークホルダーとの協働・連携強化による地(知)の拠点形成」を推進することで、二学部が連携し、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得を目指し、活動する拠点として地域貢献センターが大きな役割を担っている。(根拠資料 9-2 新潟青陵大学ホームページ(大学中長期計画))代表的な事例には以下のものがある。

## ・「公開講座複線型の導入」

2016 (平成 28) 年度より教員個人企画による公開講座に加え、地域貢献センターによる 企画講座を取り入れ「ふわりとつつむ新潟青陵インクルージョン講座」として実施し、多く の市民の参加があった。これまでの教員個人による公開講座で優先されていた個人の専門 性から、本学の専門性を活かしたセンター企画型講座は、一般市民から本学へ期待される講 座開講に効果をあげており、今後も公開講座の重要な柱として継続する予定である。

・地方自治体・地元産業界等との包括連携協定の更なる締結と事業進展 東蒲原郡阿賀町と 2015 (平成 27) 3月 25 日に包括連携協定を締結。

本協定では、地域創生を目指した教育・研究・社会貢献活動において包括連携及び協力し、 学生の社会人としての汎用的能力の養成と、地域創生・活性化に寄与することを目的として います。本学として地域創生を目指した教育・研究・社会貢献活動に関わる次に掲げる事項 について連携し取り組みを進めている。

- (1) 地域と学生の交流に関すること。
- (2) 地域と教員・学生の教育・研究・社会貢献に関すること。
- (3) 地域創生、教育、文化に関すること。
- (4) 阿賀町新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部サテライトキャンパスに関すること。
- (5) 地域の情報収集・解析・還元に関すること。
- (6) その他、両者が必要と認めること。

連携協定締結後、看護学部ではこれまで県内の複数地域で実施していた地域看護に関わる保健師実習の一部を阿賀町での集中実施を行い、町内での高齢者世帯と関りを持った活動を行っている。

また、福祉心理学部ではこども発達サポートコース 4 年生の保育士実習の総括とし保育 実践演習科目を阿賀町にて実施している。福祉行政、子育て支援、地域における現代的課題 についての現状分析、考察、検討を行い、問題解決のための対応、判断方法等について学び を深めることを目的としている。高齢化の進展が著しい阿賀町での学びを得ることが出来 る学生と少子化対策についての情報交換を望む阿賀町とのニーズが一致した活動となって いる。(根拠資料 9-3 阿賀町との包括連携協定書) 2015(平成27)6月11日、本学が代表校として新潟都市圏大学連合(新潟県立大学、新潟国際情報大学、新潟青陵大学、新潟薬科大学、敬和学園大学、事業創造大学院大学、新潟青陵大学短期大学部)を形成、新潟市と包括連携協定を締結した。これは、専門性の異なる中小規模大学が相互に連携し、更に新潟市と包括連携協定を締結することによって、人材育成や地域福祉などの分野で地域活性化に貢献するとともに、新潟地域の魅力を活かした国際交流活動に寄与することを目的としている。地方創生の動きが本格化される中、専門性の異なる大学が協働することによって可能となる「地域におけるヴァーチャルな新しいタイプの総合大学」を目指し、「地域ビジネスに貢献する人材認定制度」や「生涯学習を行う新潟コミュニティカレッジの運営」などの5項目で連携を図り、在学生や社会人、地域住民の方々にとってメリットのある取り組みを展開している。

(根拠資料 9-4 新潟都市圏大学連合と新潟市包括連携協定書)

・「地方創生推進事業 (COC+) 『「ひと・まち・しごと」創生を循環させる NIIGATA 人材の育成と定着』での取組み

新潟大学を事業推進代表者とする文部科学省平成 27 年度地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)『「ひと・まち・しごと」創生を循環させるNIIGATA人材の育成と定着』について、参加大学として事業のひとつである専門人材認定制度の担当責任校となっている。事業3年目には西堀ローサ内に設置した学生活動拠点の利用促進策の一環として前期集中講義である「地域ミッションインターンシップ」の会場として運営の他、定期コンサートの開催、新潟市保健所と連携した市民向け講座の開催等実施。年間利用者数は学生:817名(内本学646名)、教職員205名(本学179名)、COC+事業協働機関151名、一般市民1044名、合計2217名を動員している。

また同事業において、看護師向け学びなおしプログラムを実施している。新潟県内における潜在看護師は10,000人とも言われるが、これまでの復職支援プログラムは医療機関への復職を前提としたものであった。本プログラムでは高齢者ケアや高齢者ケア施設での就労に関心があり、定年退職後の再就労を考えている看護師を対象としたフォローアッププログラムとなっている。参加者は2015(平成27)年12名、2016(平成28)年16名、2017(平成29)年15名である。

(根拠資料 9-5 COC+事業 平成 27 年度・28 年度・29 年度ナースの就労支援講習会―高齢者ケアのための学びなおし―」実施報告書)

・「関屋・白新圏域にかかる支え合いのしくみづくり会議運営のための事務局設置事業受託」本学の周辺にある関屋・白新圏域にかかる支え合いのしくみづくり会議運営のための事務局設置事業(「関屋・白新圏域における第2層の生活支援体制整備事業」)を新潟市中央区から2017(平成29)年3月に受託し、本学卒業生1名を推進員として雇用し、事業展開を進めている。地域の抱える課題の洗い出しとその対応策を検討する事業であり、本学の研究

成果を反映した知の拠点としての役割が期待される事業である。 (根拠資料 9-6 新潟青陵大学ホームページ (平成 29 年度自己点検・評価報告書))

ボランティアセンターでは、本学の長・中期目標・計画(平成27年度~平成33年度)に示される「基本項目V.「学生支援」で「充実し安心できる学生活動の保証」を掲げ、「1.ボランティアセンターにおける関連活動拠点拡充と情報交換等による人材育成推」を推進している。(根拠資料9-2新潟青陵大学ホームページ(大学中長期計画))

本学は研究教育活動を通じて、社会への貢献、社会との接点を強く意識してきた。その姿勢は、多様な社会との連携を積極的に図りながら、本学の研究教育活動を社会に還元する活動を推進していることにもあらわれている。本学では、多様な社会との連携活動を「ボランティア活動」と捉え、保有する知的資源、社会的要請等を踏まえ、積極的に取り組んでいる。代表的な事例には以下のようなものがある。

## ・「学生ボランティアコーディネーター"ぼらくと"」を育成

学生ボランティアコーディネーター "ぼらくと"は、ボランティアセンターの一員として 責任と主体性を持って活動を行い。学生がチームとして、本学の特色を活かし学生と地域を つなぐ活動を実施している。学生の立場から、ボランティアや地域活動をしたい学生へ活動 やイベントを紹介し、ボランティアや地域活動に参加するためのきっかけづくりを目的と し、課外プログラムの企画運営に携わり現在では児童養護施設でくらす子どもたちを対象 に子ども夢基金などから助成金を獲得し、体験活動の提供などを実施し、社会課題への感度 と解決策の実践をしている。また、新潟県内学生ボランティアネットワーク"N-Connection" を主導し、学生同士の交流から学び合い、ボランティア活動による地域活性化、他大学間の 連携強化、情報交換、スキルアップ事業を展開し、県内の学生の中核となっている。(根拠 資料 9-7 平成 27 年度活動報告書、根拠資料 9-8 平成 28 年度活動報告書、根拠資料 9-9 平 成 29 年度活動報告書)

## ・「国立妙高青少年自然の家」、「国立磐梯青少年交流の家」との包括連携協定

共同事業の実施、人材育成等について連携・協力することが定められ、ボランティア活動等を通して培ってきた信頼関係と連携・協力の実績を基盤に、緊密かつ組織的な連携・協力体制の充実を図り、自然の中での活動等を通じた社会貢献及び教育研究の発展に寄与することを目的とし、「国立妙高青少年自然の家」とは2015(平成27)年5月12日に、「国立磐梯青少年自然の家」とは2017(平成29)年5月15日包括連携協定を締結した。(根拠資料9-10新潟青陵大学ホームページ(地域との連携協定))多くの学生が、ボランティア活動等を通じて、連携先事業に積極的に参加し、多様な体験活動を経験することで、確かな指導力、実践力を身につけ、着実に成果を得ている。(根拠資料9-7平成27年度活動報告書、根拠資料9-8平成28年度活動報告書、根拠資料9-10新潟

青陵大学ホームページ(地域との連携協定))

・「日本財団学生ボランティアセンター」と「学生ボランティア活動推進に関する協定」を 締結

本学と日本財団学生ボランティアセンターが学生ボランティア活動推進に関して、相互に協力・連携を行い、学生の活動の発展に寄与することを目的に 2017 (平成 29) 年 7 月 1 日に締結した。この連携により各種事業への相互交流が生まれてきている。(根拠資料 9-3 平成 27 年度~29 年度活動報告書、根拠資料 9-11 学生ボランティア活動推進に関する協定書)

# 「メンタルフレンド活動」を主管

2007 (平成 19) 年度に文部科学省現代 GP プロジェクトで採択された「メンタルフレンド活動による地域福祉展開」で開発された学生参加型のトータルケアのシステムを継続的に主管し、地域における放課後支援や長期入院児童などを学生自らが積極的に支援をしている。(根拠資料 9-7 平成 27 年度活動報告書、根拠資料 9-8 平成 28 年度活動報告書、根拠資料 9-9 平成 29 年度活動報告書)

# ・「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部青年赤十字奉仕団」を主管

開学以来青年赤十字奉仕団は結成されていただが、途中途絶え、2014(平成 26)年にボランティアセンターにより再結成され、現在防災や災害救助など多方面に渡る活動を展開している。(根拠資料 9-7 平成 27 年度活動報告書、根拠資料 9-8 平成 28 年度活動報告書、根拠資料 9-9 平成 29 年度活動報告書)

### ・「新潟ローターアクトクラブ」との連携

青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々のあいだによりよい信頼関係を推進する為の機会を提供することを目的としたローターアクトクラブに 2013 (平成 25) 年より関係を持ち、現在まで多くの学生が「新潟ローターアクトクラブ」に入会し活動を展開している。(根拠資料 9-7 平成 27 年度活動報告書、根拠資料 9-8 平成 28 年度活動報告書、根拠資料 9-9 平成 29 年度活動報告書)

#### 「そらいろ子ども食堂」の運営

2016 (平成 28) 年 10 月 15 日、本学の学生や新潟県立大学の学生など学生 13 人が運営する子ども食堂「そらいろ子ども食堂」が白新コミュニティハウスで始動。子どもに無料または安価で食事を提供する「子ども食堂」のオープンは新潟市中央区内では初めてのものとなった。また、学生が運営する子ども食堂の開設は新潟県内で初めてで、日頃の、学びとボランティア活動のコラボレーションから生まれた展開である。(根拠資料 9-7 平成 27 年度活

動報告書、根拠資料 9-8 平成 28 年度活動報告書、根拠資料 9-9 平成 29 年度活動報告書)

国際学術交流の代表的な事例には以下のものがある(根拠資料 9-12 新潟青陵大学ホームページ(交流協定大学))。

# ・韓国コットンネ大学との交流

韓国コットンネ大学と 2010 (平成 22) 年 11 月 22 日に交流協定を締結し (根拠資料 9-13 コットンネ大学との交流協定書)、それ以来、コットンネ大学からの研修旅行受入を 5 回 (基本的に隔年)、本学学生のコットンネ大学への研修旅行を 4 回 (基本的に隔年)、コットンネ大学学生や関係者と本学学生との合同でのフィリピンにおけるボランティア活動を 7 回 (基本的に毎年) 実施している。また、共同研究や、互いの大学の学術的集会への研究者の派遣、互いの文化活動への講演・演奏者の派遣、学長の相互訪問等の活動を実施してきた。なお、2016 (平成 28) 年 3 月に交流協定の更新を行っている。

### ・中華人民共和国北京師範大学珠海分校との交流

中華人民共和国北京師範大学珠海分校と 2018 (平成 30) 年 3 月 27 日に短期プログラム協定を締結した(根拠資料 9-14 北京師範大学珠海分校短期研修プログラムに関する協定書)。これに基づき、北京師範大学珠海分校が 2018 (平成 30) 年 7 月に本学において短期研修プログラムを実施し、日本語の研修および日本文化に対する理解を深める研修を行った。

点検・評価項目③: <u>社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u>

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

地域貢献センターではセンター長を中心に大学及び短大の各学科から選出された委員と 特任研究員を構成員とする「地域貢献センター会議」を毎月第2火曜日に開催し、地域貢献 に関わる運用事業の進捗及び情報交換を多方面から点検評価をする体制となっている。(根 拠資料9-15地域貢献センター会議議事録)また、本センターは理事長を委員長とし、大学・ 短大の学長、副学長、学部長、学科長、各センター長を構成員とする「地域貢献・社学連携 委員会」の下部組織として位置付けら年1回委員会を開催し、事業内容及び進捗、成果につ いて点検評価を行う体制となっており、評価を踏まえた改善策については、「地域貢献・社 学連携委員会」にて審議し、対応策を効果的に実施、推進する体制を構築している。 ボランティアセンターはセンター長を中心に各学科から選出された委員、学生ボランティアコーディネーターの代表委員を構成員する「ボランティアセンター運営会議」を月に1度開催し、多方面から本学のボランティア活動について点検評価をする体制を構築している。また2017(平成29)年度からは連携先等からも評価してもらい関係性の改善向上を目指すために3月に活動報告会を全学的に開催している。その結果、2015(平成27)年度は依頼数309件907名、2016(平成28)年度は320件940名、2017(平成29)年度は依頼数336件1,136名と着実に活動実績は増えている。中期目標に掲げた活動拠点拡充、学生の活動数は増えてきている状況である。このことは、2014(平成26)年度に非常勤職員として採用していたセンター専従の職員を2016(平成28)年度に正職員として採用した成果でもあると捉えることもできる。以上のことからも数値的に着実に成果が出てきていることから取り組みは適切である。(根拠資料9-16平成29年度ボランティア活動実績一覧)

国際交流に関しては、各学科・研究科から選出された委員を構成員とする「国際交流委員会」を月に1度開催し、本学の国際交流国際交流講演会、海外研修旅行、海外大学の研修受入等の国際交流活動に関しては、終了後直近の国際交流委員会(毎月開催)において反省・評価を行い、それに基づき改善・向上のための提案を行っている。(根拠資料 9-17 平成 27年度国際交流委員会議事録、根拠資料 9-18 平成 28年度国際交流委員会議事録、根拠資料 9-19 平成 29年度国際交流委員会議事録)

#### (2) 長所・特色

本学では大学、短大それぞれのセンターの下部組織として委員会を設置し運用している。 しかし地域貢献センターについては、学内組織上、唯一の新潟青陵大学と短期大学部合同の 委員会組織(「地域貢献・社学連携委員会」の下部組織として位置付けており、その結果と して大学、短期大学部双方の社会連携、社会貢献活動を一元管理し、一体となって各種の取 り組みを推進出来る体制となっている。

センター設置規則により学生ボランティアコーディネーターもセンター運営に意思決定に参画できる由一の学内組織である。このことは、学生が意思決定に参画できる仕組みだけではなく、社会と繋がる学生を育てる観点からも重要で、さらに検証を進め改善すべきところは改善しながら、今後、さらにこれらを効果的なものとなるようにしていくことが急務であり本学の特色の一つともなっている。(根拠資料 9-20 ボランティアセンター運営委員会議事録)

国際交流としては、数は少ないが海外の交流協定を締結している大学とは、毎年学生及び 教員の活発な文化的及び学術的な交流を継続している。また、学生と教職員の国際的な視野 を広げるために、毎年海外で活躍する人の講演会を開催している。

#### (3) 問題点

地域貢献センターについては、以下の問題点を挙げられる。

・社会連携・社会貢献への教員参加の推進

社会貢献および社会連携の意義の学内認識を高め公開講座に関わる教員数を増やすために、地域貢献センターを中心に参加推進をさらに主導していく。学内教員の評価項目に地域貢献項目が設けられているが機能するシステムとしての運用が必要である。

・学生と共働した連携企画事業の推進

地域貢献センターの活動は教職員を中心に企画、運営されており、事業が行われる際は 学生を募集する形式の運用を行っている。これでは学生は常に受身の姿勢で参加する ことから、今後は学生を交えた事業企画を推進する必要がある。

・公開講座における専門性

本学の専門性を活かした公開講座の運営を目指すため、地域貢献センターによる企画型講座の充実を図る一方で、教員個人の専門性を活かした講座開講について新たな体制を構築することが課題となっている。特に一般市民からみた本学の専門性とは異なる講座開講においては定員充足に苦戦することも多くなっている。そこで、SKYプロジェクトにおける共同講座として開講することで効果が見込める講座については、積極的に連携を推進した運用変更を検討する必要がある。

連携校、自治体等の関係強化

単独校としての社会貢献および社会連携には限界もあり、新潟都市圏大学連合やSKYプロジェクト等の連携を通じ、自治体と関係性を強化することで「知の拠点」としての存在意義を高める必要がある。

ボランティアセンターについては、「ボランティア活動がもつ教育的な効果をねらって、授業に組み込みたい」と考える教職員も多い。しかし、実際には「大学教育」と「ボランティア活動」の関係についての整理が十分になされていないため、大きな意識の違いで混乱が生じている。教育プログラムとしてボランティア活動を推進するであれば、活動した学生や彼らが関わった地域からの協力要請を教職員自らが受け入れたり、学生からのフィードバックに刺激されたりして、教職員自らがボランティア活動に参加するという、「社会貢献・ボランティア活動へ参画」していく体制が必要である。学生への効果のみならず、教職員の意識向上を通じての全学的な取り組みも課題となってきている。また、事業計画書において掲げている調査研究活動のより一層の推進が求められている現状もある。

本学の国際交流の課題としては、語学の堪能な専従職員がおらず、委員となった教員の語学能力や海外経験、国際的ネットワークによって活動が制限されるということが挙げられる。これに対し、語学に堪能で国際経験のある職員から国際交流担当となってもらうことを検討する。

#### (4) 全体のまとめ

地域貢献・社会貢献という「第三のミッション」は、地域社会で活躍する学生を輩出するという本学設立の理念にあらかじめ盛り込まれている。そのうえで、現状説明として記述したように、地域貢献センターは中長期計画に即した活動を展開し、確実に成果を出している。今後は、長所として記したように、大学、短期大学部双方の社会連携、社会貢献活動を一元管理し、一体となって各種の取り組みを推進出来る現体制をさらに活用することで、地域社会の多様なニーズに対応できる領域を深化・拡大することが可能である。他方、問題点としては、こうした取り組みの展開の多くは教職員の通常業務への「上乗せ」でなされており、継続性という観点から、研究・教育活動との有機的連携をこれまで以上に深め、業務の効率的運用、更に担当教職員の増員も求めていきたい。

ボランティア活動については、「現状説明」として記述したように全体として中長期計画に則した教育活動が展開されており、着実に実施され成果が出てきている。教育支援活動、学生支援活動、地域連携活動、組織連携推進活動と多岐に渡り取り組んできている。今後は、長所として挙げた学生主体のセンター運営について、これを一層有効なものとすべく、平成33年度までに教育プログラムとしての学生ボランティアコーディネーター養成システムを構築し、第三者による成果の検証、科学的な成果の検証を続けていくことで、本学の教育方針・教育目標のさらなる実現に努めていく。一方で問題点もあり、中でもボランティア活動を通じて社会に寄与できる学生の育成については全学的課題として早急に改善すべく、平成33年度までに定期的に研修会などを丁寧に実施し、センターとして取り組んでいきたい。そして、学生の活動も多岐に渡ってきており、職員の業務量も増加してきていることから専従職員の増員などを継続的に求めていきたい。

最後に、看護・福祉・心理学分野のグローバル化に対応するため、韓国コットンネ大学及び中華人民共和国北京師範大学珠海分校と交流協定を締結し、交流を行っている。また、学生・教職員の国際的視野を広げるために海外で活躍する人の講演会を開催している。今後は更に海外の交流協定大学を増やしていきたい。

### 【根拠資料】

資料 1 新潟青陵大学ホームページ (事業報告および事業計画)

資料2新潟青陵大学ホームページ(大学中長期計画)

資料3阿賀町との包括連携協定書

資料4新潟都市圏大学連合と新潟市包括連携協定書

資料 5 COC+事業 平成 27 年度・28 年度・29 年度ナースの就労支援講習会―高齢者ケアのための学びなおし―」実施報告書

資料 6 新潟青陵大学ホームページ ( 平成 29 年度自己点検・評価報告書)

資料7平成27年度活動報告書

資料8平成28年度活動報告書

資料 9 平成 29 年度活動報告書

資料 10 新潟青陵大学ホームページ(地域との連携協定)

資料 11 学生ボランティア活動推進に関する協定書

資料 12 新潟青陵大学ホームページ(交流協定大学)

資料 13 コットンネ大学との交流協定書

資料 14 北京師範大学珠海分校短期研修プログラムに関する協定書

資料 15 地域貢献センター会議議事録

資料 16 平成 29 年度ボランティア活動実績一覧

資料 17 平成 27 年度国際交流委員会議事録

資料 18 平成 28 年度国際交流委員会議事録

資料 19 平成 29 年度国際交流委員会議事録

資料 20 ボランティアセンター運営委員会議事録

第10章 大学運営・財務第1節 大学運営

# (1) 現狀説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現 するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示してい るか。

評価の視点1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現

するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2:学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

新たな時代に向けて先行きの予測が困難で複雑に変化する現代社会において、大学は主体的にこの新たな課題に対応する必要がある。少子高齢化問題一つを取っても、18歳人口減少による入学定員確保問題に繋がる等の影響がある。文部科学省は、学長のガバナンス強化と教学強化推進、大学教育の質的転換、高大連携、キャリア教育、グローバルとローカル化への対応、地方創生、PDCA サイクルによる自己点検評価と内部質保証等と、矢継ぎ早に大学の改善・改革を求めている。

本学においても、2010(平成22)年の本学設立10周年を機に、高度専門職業人の育成を目指した大学院看護学研究科の新設、看護福祉心理学部(看護学科、福祉心理学科)を2学部(看護学部と福祉心理学部)、3学科(看護学科、社会福祉学科、臨床心理学科)に分離改組した。同時に、大学の理念、目的、他のポリシーの全体的な統一を図り、「こころの豊かな看護と福祉の実践」を大学の理念、「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」を大学の目的、「生命尊厳・人間尊重」を教育上の理念、「国民の健康と福祉を支える実践的な人材を培う」を教育の目的とした。

この様な学内外の多様な社会のニーズや学問の進歩に、受身ではなく半歩先に先行して柔軟な対応が可能なシステム構築が、強く求められている。これを受け、ビジョンは大学の地域の「知」の拠点づくりとし、長期的にはイノベーションセンターづくり、中期的には"「新潟青陵学」を育てるプラット・ホームづくり"と、その立つ位置を明確にした。これは、進行中の文科省の大学教育の質的転換を目指す新方針に沿い、本学の看護学、福祉学、心理学を協働して教育できる特徴を踏まえた教育の基本的な考えへと繋がる。地域の「知」の拠点として二学部が連携し、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得を目指し、新たな3つのポリシーも含む教育イニシアティブ(学位授与ポリシー(DP)、教育課程の編成ポリシー(CP)、入学者受入れポリシー(AP)、教育の質の向上(QC))を進めている。

長・中期計画では、活動基本項目として、7項目(「組織・運営基盤」、「入試」、「教育

(教学)」、「研究」、「学生支援」、「社会連携」、「国際化」)を定めた。これらの基本項目に沿って、学部、研究科、事務局と、それらに属する各種委員会の諸活動を、PDCAサイクル方式を毎年繰り返して内部質保証を推進・履行する方式も併せて導入した。期間は平成27年度から開始し、平成29年度までの活動を中間評価し、平成32年度に最終評価を実施する予定にしている。「中・長期計画」(平成29年6月12日第1回 自己点検評価委員会・教学改革推進会議で承認)を策定しHPに掲載している。(根拠資料10-1-1)

【長期目標】(平成 27 年度 (2015 年度) -平成 32 年度 (2020 年度)

・地域の看護・福祉・心理分野のイノベーションセンターとしての大学とする。

【中期目標】(平成27年度(2015年度)-平成29年度(2017年度))

・「新潟青陵学」を育てる教育・研究・社会連携プラット・ホームを形成する。

【長・中期目標基本項目及び中期活動課題】

基本項目 I.「組織・運営基盤」の中期目標

評価の視点1:適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2:適切な危機管理対策の実施

管理運営体制は、「新潟青陵大学学則」、「新潟青陵大学大学院学則」、「新潟青陵大学組織規程」等により適切に運営している。【根拠資料10-1-2・3・4】

学長の選任は、「新潟青陵大学学長選任規程」による。学長の職務と権限は「新潟青陵大学組織規程」において「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定めている。【根拠資料10-1-5】

学長以外の大学の管理運営に従事する者の選任に関する規程等は「新潟青陵大学副学長 選任規程」「新潟青陵大学学部長等選任規程」の通りであるが、学長、学部長、学科長の選 出においては候補者の選考委員会を組織し、教学側の意向が明確に反映されている。

### 【根拠資料10-1-6·7】

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備に関しては、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」及びそれに基づく、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」が平成27年4月1日施行したことから、上記の法令の改正の趣旨を踏まえ、学長による意思決定及びそれに基づく執行体制の整備を図るとともに、教授会・研究科委員会の審議事項の範囲を定めることにより役割の明確化を図った。

大学における学長の意志決定に関わる組織としては「大学評議会」がある。また、大学運営に係る重要事項を協議する場として「大学運営会議」が、大学評議会の各学部から選出される評議員の承認と大学の教員組織に関する事項の審議並びに教学及び運営に関わる重要事項の報告の場として「全学教員会議」が置かれている。各学部には「教授会」が置かれている。これらの組織は、「新潟青陵大学学則」第6条~9条にその設置が定められ、それぞれの権限と責任を明確化している。大学院においては研究科に研究科委員会を置いている。これは「新潟青陵大学大学院学則」にその設置が定められ、権限と責任を明確化している。

学校法人における意思決定は「寄附行為」の定めにより「理事会」が行い、理事長が法人を代表している。「評議員会」についても同様に、「寄附行為」においてその審議事項が規定されている。【根拠資料10-1-8】

大学の代表として、学長、副学長が理事会の構成員になり、法人業務の意思決定に参画して大学の意見・意思を反映させているとともに、理事会と大学の審議機関である評議会との連絡調整を緊密にしている。学校法人と大学との連携は円滑に機能し、法人経営と大学運営(教学のマネジメント)は機能の分担が図られ、合理的な分業がそれぞれ実践されており、法人経営と教学のガバナンス上の問題は見られない。さらには、「学校法人新潟青陵学園組織規程」第2条に基づき、理事長、大学長、副学長、短期大学部学長、副学長、高等学校長および学園に勤務する理事の内部理事を構成員にしている学内理事会を毎週第1月曜に開催し、各校の近況報告および理事長の諮問事項について意見交換を行っている。2011(平成23)年度からは、学園内の情報共有化を推進するため、大学学部長および短期大学部学科長等の学内評議員を加えた拡大版学内理事会を第1月曜日に開催している。これらのことにより、大学と法人組織間で緊密に意思疎通を図り、風通しの良い運営を心掛けている。【根拠資料10-1-9】

学位授与機関である大学にとって、その構成員たる学生からの諸ニーズの把握は極めて 重要である。この点を踏まえ、本学では毎年2年次と卒業時に「学生満足度調査」を行い、 学生からの意見を集約して共有しており、予算化の必要なものについては事業計画及び当 初予算等で対応している。【根拠資料10-1-10】

教員からの意見等を大学や学部の運営に反映する仕組みは、毎月定例で開催される学科会議及び教授会からの意見に対応している。また、年2回「全学教員会議」を開催しており、情報共有の機会でもあるが同時に意見や要望を受け止める機会となっている。

危機管理については、災害等の対応について、毎年「火災、その他災害発生時の教職員行動マニュアル等」を作成・配布し、災害時の対応について内容の更新と共有を図ることに加え、消防避難訓練・AED講習などを毎年実施している。また、個人情報の管理に関しては、法人に「個人情報保護に関する規程」等があり、これに基づき情報セキュリティ基本規程及び情報格付け規程を整備し、保護・管理を図っているが、事業継続のための予防・初期対応・回復までを見据えた全学的なリスクマネジメントという視点では十分とは言えない。

【根拠資料 10-1-11】

点検・評価項目③:予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1:予算執行プロセスの明確性及び透明性

- · 内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算の執行にあたっては、決裁権限者の承認と確認が必要であり、予算執行者は、経費執 行伺いで稟議し、決裁権限者の確認と承認を受け、発注、検収、支払がなされる。

決算の監査については、寄附行為の定めるところによる監事の監査および公認会計士による監査が行われている。また、監事は、期末監査終了時に公認会計士より会計監査内容の報告を受ける等、連携した体制を取り、決算の適正性を確認している。

点検・評価項目④: <u>法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大</u> 学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切 に機能しているか。

評価の視点1:大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織は、法人および併設の新潟青陵大学短期大学部と本学の事務を各担当課で一体的、効率的に運営できるよう組織してきた。2011(平成23)年度以降、学生対応部門においても、同一キャンパス内で学ぶ学生へのサービスの均質化・情報の共有化・効率化を企図し

て順次統合を進め2011 (平成23) 年度には、就職課を統合しキャリア支援課に改組、2012 (平成24) 年度には教務課・学生課・入学試験課を統合して学務課とし、全課の統合が完了したが、本学の規模、人員、財政状況を踏まえ、最も効率よい広報体制を構築し、オープンキャンパスによる参加者、出願者数の安定的確保をしていくため資料請求、志願状況等の分析力の強化を実施するために学務課の入学試験課を2017 (平成29) 年度から入試広報課として入学定員の確保のために新たに設置した。

学事に関する業務は、多岐に亘っており、また日々高度化している専門分野を担当する教員をサポートするために、各職員には一般的な事務処理能力に加えて専門知識の習得が必要となっている。キャリアカウンセラー、司書資格等業務に必要と判断された資格については、資格取得にかかる費用を本学で負担し、職員の資質向上に努めている。また、業務量も増加傾向にあるため、業務内容の点検により、単純業務の洗い出しを行い、必要に応じてパート職員を配置して仕事に集中できる環境作りに努めている。

職員の採用にあたっては、大学を取り巻く環境の変化に対応する人材を採用するため、従来の大学職員に見られた受動型・他律型・保守型の職員ではなく、プロ意識を持って企画提案・マネジメントを行える能動型・自立型・革新型の職員を採用することを方針にしている。採用試験は、エントリーした応募者の中から書類選考を経て残った者を対象に筆記試験および面接を実施している。面接は、一次面接・二次面接・役員面接を行い、最終合格者を決定する。一次面接と二次面接は、管理職だけでなく一般職員も加えて面接官を編成し、自らが一緒に働きたいと思う人材の選抜を心掛けている。面接実施前には、面接官対象の説明会を開催し、法人としての採用基準を周知し、目線の統一に努めている。一次面接と二次面接では、面接官の構成を変えながら、複数の視点で志望者の人間性を多角的に見ている。また、一次面接には、グループ面接を、二次面接には個別面接に加えてグループディスカッションを取り入れることで志望者の相対評価も行っている。

昇任・異動に関する規程は設けていないが、日頃の仕事への取り組み、勤務成績、能力・ 適性等を踏まえて実施している。2013 (平成 25) 年度人事からは「新潟青陵学園事務局運 営方針」および「新潟青陵学園の事務職員に求められる資質」並びに「新潟青陵大学事務職 員人事異動・昇任に関する基本方針」を定義し、基準を明確化した。【根拠資料 10-1-12】

点検・評価項目⑤: 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲 及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1:大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的 な実施

事務職員については、大学の管理運営に携わるとともに、実践的な教育研究活動の支援を行う重要な役割を担っており、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中で、職員の職能開発(スタッフ・ディベロップメント(SD))を行うことが必要不可欠となっている。 本学では、「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部SD研究会規約」を整備し、職員相互の啓発と研鑽を深めるとともに大学業務の企画立案・改革改善への能力向上を通して、大学の発展に寄与することを目的として、学内での研修に加え、高等教育コンソーシアムにいがた主催の合同SD研修会等への参加、東京造形大学との合同職員研修や1か月程度の職員相互派遣等を行い、教育支援のための各種施策の検討、個人の能力開発・資質向上のための研修等、事務職員の職業的能力の専門性向上に努めている。さらに、職員の相互理解を目的とした各課による前年度業務報告および次年度方針発表会を行っている。【根拠資料10-1-13】

個人においては、毎年「自己評価シートおよび職務能力考課シート」を作成、所属部局の 目的目標に沿った個人の業務目標を設定し、その達成度を毎年自己点検・評価するとともに、 所属課長と事務局長が面談を行い、目標や方向性を確認し個人のモチベーション・アップを 図っている。これは、職場の上司・部下間の意思疎通の向上にも効果的である。

給与面については、定期昇給は毎年行っている。また、特別顕著な業績を上げた者等については、号給の見直しを行い、適正な処遇改善に努めている。

キャリアカウンセラー、司書資格等業務に必要と判断された資格については、資格取得にかかる費用を本学で負担し、職員の資質向上に努めているほか、大学院(通信制課程)進学者に対して授業料の30%を補助することとしている。

点検・評価項目⑥: 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:監査プロセスの適切性

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

○2017(平成29)年度から「外部有識者による意見交換会」を実施し外部有識者による 教育内容を評価いただき、次年度の教育課程編成に当たり意見交換を実施している。

### 【根拠資料 10-1-14)

「実施内容」

#### 【教学マネジメントの確立】

- ・アクティブ・ラーニングや ICT を活用した教育の促進
- ・履修単位の上限設定(CAP制)の適切な運用
- ・学生個人の学修成果の把握と学習時間の確保と授業評価

#### 【学習成果・教育成果の可視化】

- アセスメントテストの結果
- ・資格取得、卒業論文・卒業研究の水準
- ・ナンバリングの実施状況、GPAの活用状況

○2018 (平成30) 年度より教育目標達成に向けて、3 つのポリシーの理解と点検評価について、学生の声を直接聞くことにより、学生主体の教育に向けた改革・改善や、そのための教育環境、教育方法、学生生活支援の改善に反映させることを目的とする学生との意見交換会を継続的に実施することとしている。【根拠資料10-1-15)

#### 「実施内容」

# 【3 つのポリシー】

- ・卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)
- ・教育課程編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)
- ・入学者の受入に関する方針(アドミッション・ポリシー)

#### 【点検評価】

- ・入学者選抜(A0、推薦、一般入試、3年次編入)
- カリキュラムの内容(カリキュラムの適切性についての検証、学習行動調査)
- ・学修方法・学修支援又は学修成果(授業アンケート集計分析結果、学修時間実態・学習 行動調査結果、IRT診断テスト結果、PROG実施状況、GPA分布の活用、資格取得等実績)
- ・教員組織(教員アドバイザーの必要性と人員)
- ・施設設備(講義室、自習スペース)
- ・社会との接続(業種別就職等進路実績)

# (2) 長所·特色

大学運営の在り方についての基本方針が中期的課題として共有され、改革が着実に実施されている。学長・学部長は理事会の構成員となり、法人業務の意思決定に参画し大学の意見・意思を反映させている。法人経営と大学運営は機能の分担が図られており、ガバナンス上の問題はない。教授会は、規程により権限が明確されており、管理運営は、関係規程の整備が図られ、規程に基づく各種委員会が設置され適切に行われている。学長、学部長・研究科長は、関連規程により権限が明確化され、選考方法についても規程に則って適切に行われている。事務組織は、適正な人員配置及び運営が行われ、特に、学生支援部門や入試広報部門は、組織統合により効率化とサービスの均質化・向上が図られた。採用・昇任は、基本方針が示され、基準が整備されつつある。職員の能力向上のため、資格取得支援等が実施され、SD活動は、他大学との交流等も含め活発に行われている。業務報告会・管理職ミーティング等により、意識の共有化と相互理解がなされている。これらのことから、基準はおおむね充足している。

### ア. 中期的課題

2011 (平成 23) 年4月に学長より示された中期的課題を共有し、2015 (平成 27) 年度までに大学院看護学研究科の設置と看護福祉心理学部の看護学部と福祉心理学部への分離改組並びにこれに伴う教員組織および大学院教育と学部教育の連続性を含めたカリキュラムの改革、教育研究の強化、学生指導体制の確立などを着実に進めることができている。

#### イ. 大学執行部と法人理事会

大学執行部と法人理事会の意思疎通・連携強化が図られており、意思決定の迅速化に寄与している。

# ウ. 事務組織

事務組織は、法人および同一キャンパス内に併設されている短期大学部と一体的、 効率的に運営ができるよう組織改編が完了した。特に教務・学生・就職支援等の学生 対応部門においては、大学と短期大学部の事務組織が横断的に組織されることによ り、同一キャンパス内で学ぶ学生へのサービスの均質化・情報の共有化・効率化が進 んだ。また、「新潟青陵学園事務局運営方針および新潟青陵学園の事務職員に求めら れる資質」並びに「新潟青陵大学事務職員人事異動・昇任に関する基本方針」を定義 し、基準が明確化した。

#### エ. SD

SD については、2012 (平成 24) 年度より、東京造形大学との交流研修、職員相互派遣が実現し、職員の意識向上に大きな成果があった。また、前年度業務報告および今年度方針発表会や管理職の定例ミーティング等により、経営・教学の方針確認、課題や情報の共有・確認がなされ、全職員が共通の意識のもと職務に当たることができている。

# (3) 問題点

災害時の対応や個人情報等の管理など、個別に整備を行っているが、全学的な視点に立った持続可能な大学運営のためのリスクマネジメント体制の整備が必要である。

#### (4) 全体のまとめ

- ア. 中期的課題を PDCA サイクルの検証しやすい形に再整備し、中長期計画として取りまとめた。
- イ. 大学執行部と法人理事会の連携と意思疎通を今後も維持し、本学が取り組まなければいけない諸問題について、今後も迅速に対応できるようにする。
- ウ. 事務職員の各職位における役割や求められる能力・行動等の明確化を行う。

第10章 大学運営·財務 第2節 財務

# (1) 現狀説明

点検・評価項目①:<u>教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切</u> <u>に策定しているか。</u>

評価の視点1:大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計

画の策定

評価の視点2:当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学園施設設備の整備に係る資金確保と確実な支出計画の遂行のため、良好な財政状況を維持することが必要であることから、引き続き経費の見直し、削減と予算管理体制の確立を図る。【根拠資料10-2-1】

- ○事業活動収支計算書関係比率 (消費収支計算書関係比率)
- 1) 学生生徒等納付金比率 (2016 (平成28) 年度:全国平均73.7%)

学生生徒等納付金比率は、過去3年間では、72.0%~70.3%で推移しており、全国平均より低い比率となっている。大学の全学的な体制での教学改革の取り組みの推進により補助金獲得額は増加傾向にあるが、寄付金、受託研究費、科学研究費補助金の外部資金の受け入れ実績は低位に留まり、学生生徒等納付金への依存が高い状態である。

2) 人件費比率 (2016 (平成28) 年度:全国平均53.6%) 、人件費依存率 (2016 (平成28) 年度:全国平均72.8%)

人件費比率は、法人全体で平成27年度は64.3%で平成29年は62.9%となっている。また、 人件費依存率は、法人全体で2015(平成27)年度は89.4%で2017(平成29)年度は89.5% となっていていずれも全国平均より高い比率となっている。

大学部門を同期間の推移でみると、人件費比率61.6%~62.3%、人件費依存率75.6%~77.3%と法人全体と同じく全国平均に対して高い状況となっている。

法人全体として、人件費が全国平均に対して高騰している課題については、大学・短期 大学教員にかかる「基本教員数」および事務職員にかかる「職員採用計画」の策定と遂行 を検討しているところである。

3) 教育研究経費比率(全国平均33.0%)、管理経費比率(全国平均9.0%) 本学では、経常収入の減少時でも質の高い教育を維持するため、教育研究経費について は経常的支出関連の予算配分を削減しないように配慮しており、2015(平成27)年度から2017(平成29)年度の教育研究経費比率22.3%~41.2%で2017(平成29)年度は旧校舎の解体に伴う建物取り壊し支出により教育研究経費が大幅に増額となっているが、目標値を全国平均に引き上げる必要があること。また、管理経費比率は、7.4%~7.9%で推移し、全国平均より低い比率を維持しており、目標値を達成している。

#### 4) 経常収支差額比率

経常的な収支バランスを表す経常収支差額は、2015(平成27)年度は7.5%であり、経常収入が経常支出を上回っている。しかし、平成29年度は、新校舎建築に伴い経常収支がマイナスになり、直近の2017(平成29)年度は△12.2%となっている。この要因として、新校舎建築に伴う借入金により固定負債・流動負債ともに大幅に増加および減価償却額の増加等が挙げられる。2018(平成30)年度以降は大規模改修が完了し、当面大規模な施設設備の更新計画がないため、収支の改善が見込まれる。

# ○貸借対照表関係比率

1)純資産構成比率(自己資本構成比率)(全国平均87.6%)、繰越収支差額構成比率 (消費収支差額構成比率)(全国平均△14.2%)

純資産構成比率は、過去5年間では89.0%~78.1%で推移している。繰越収支差額構成比率は、過去5年間では15.5%~18.8%となっている。2017(平成29)年度は、新校舎建設資金調達に伴い引当特定資産の取り崩しを行った。

# 2) 総負債比率(全国平均12.4%)

総負債比率は、過去、2013(平成25)、2014(平成26)年度と10%前後で低い値を推移していたが、2015(平成27)年度に新校舎建設費用(大学短大棟)として新たに15億9千万円の借入れを行い2018(平成30)年度からは、計画どおりに返済し、新たな借入れがないことにより年々比率も減少することとなる。

点検・評価項目②:<u>教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を</u> 確立しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2:教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3:外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共

同研究費等)の獲得状況、資産運用等

本学は、教育活動資金収支において毎年度黒字となっている、また、事業活動収支における経常収支差額も2017 (平成29)年度のキャンパス再整備に係る既存校舎取壊しに係る収支悪化を除き、収入超過を維持しているので、教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているといえる。

予算編成においては、2013(平成25)年度予算から、入学生を定員とし、定員に見合う支出を行うこととし、会計処理システムを更新し、各部門の支出の正確な測定に基づく予算枠の配分を行いつつも、中期計画に基づいた毎年度の事業計画に従って、各部門の予算要求を調整するなどの戦略的な予算編成業務を行うことで、教育活動の遂行と財政確保の両立を図っている。年度予算の執行にあたっても、その時点で真に執行を要するものか否かの検討のため、経費執行伺において学校法人新潟青陵学園事務決裁規程により、学長又は理事長までの決裁承認を受けたうえで適正に執行している。また、年2回予算補正を行い、評議員会の意見徴収及び理事会の承認を経て実情に合わせて適切に見直している。

外部資金の獲得について積極的に支援する取り組みを行っている。特に科学研究費補助金については、毎年度「科研費獲得のための情報交換会」を開催し、科学研究費獲得経験のある教員が科学研究費書式の作成の要点等の指導を行っているほか、申請上の注意点を事務局から説明している。2013(平成25)年度の申請より学長の指示のもと、全教員に科学研究費の主ないしは副で申請することを求めることとし、この支援策として2012(平成24)年度より科学研究費補助金申請のための萌芽的研究支援の側面を持つ学部共同研究費における若手研究者の優遇や、科学研究費取得経験のある教員を学長がアドバイザーとして委嘱し、申請者の書類作成支援を行うシステムを導入し申請がなされた。2018(平成30)年度からは、地元の国立大である新潟大学が行っている、県内各大学が個別に取り組んでいる研究支援や外部資金に関する情報収集等の業務を新潟大学と一部共有することにより、業務の効率化・負担軽減を目指す研究支援トータルパッケージ(RETOP)に契約し、支援を受けることでさらなる外部資金獲得支援に努めている。【根拠資料10-2-2】

#### 【外部資金の獲得状況】

(年度別科学研究費補助金)

- ○2015 (平成27) 年度
- 11件 (新規課題 3件・継続課題 8件/看護学部 6件・福祉心理学部 5件) 9,900千円 ○2016 (平成28) 年度
- 11件 (新規課題 3件・継続課題 6件/看護学部 5件・福祉心理学部 6件) 9,600千円 ○2017 (平成29) 年度
- 8件 (新規課題 2件・継続課題 6件/看護学部 3件・福祉心理学部 5件) 7,700 千円 【根拠資料 10-2-3】

#### (2) 長所·特色

開学以来、学部および大学院とも入学定員を充足していることから、安定的な学納金収入を得ており、教育研究を円滑に遂行するための財政的基盤を確立している。また、予算編成については、定員経営を基本としながら大学改革及び各部局のニーズを把握したうえでメリハリのついた配分を行っていることから、基準をおおむね充足している。

### (3) 問題点

現状は、学生確保が堅調に推移しているが、本学および併設の短期大学部は帰属収入の 80%以上を学納金が占めており、財務上は入学者数で収支が直接的に変化する。安定した経 営の観点から適正な学生数の確保はもちろんであるが、それ以外の外部資金(寄附金・補助 金・事業収入・資産運用収入・雑収入等)の獲得を図り、収入バランスの改善を行なってい く必要がある。また、全国平均に比して高い人件費率、低い教育研究経費比率の改善も必要 である。

# (4) 全体のまとめ

- ・外部資金の獲得については、引き続き研究活動を振興し、科学研究費補助金の獲得にも 取り組んでいく。
- ・人件費については、資格担当教員数等法令に配慮しつつも、採用の抑制、新陳代謝の促進等を常に意識しながら採用を行っていく。
- ・これまでは母体が女子高校・女子短大でもあり積極的に取り組んで来なかった寄附募集について、税制の優遇措置が取られたことを追い風に力を入れて取り組むこととし、2015 (平成 27)年の短期大学設立 50周年、2020(平成 32)年の学園創立 120周年・大学設立 20周年をにらみ、周年事業と校舎更新をからめた寄附戦略を策定して広く寄附を募るべく準備を進めていく。また、人件費率および教育研究経費比率の改善にも努めるなど、収支バランスの改善に取り組む。

### 1. 本学の内部質保証について

新潟青陵大学は、社会の切実な要請に応え、自ら掲げる理念を実現するべく、保健・看護・福祉の分野で地域に貢献できる高度な専門職業人の育成を目指して2000(平成12)年4月に4年制大学として開学し、2006(平成18)年には大学の向上発展を意図として、大学院臨床心理学研究科(修士課程)を発足させた。さらにその8年後には、看護教育の新たな進化を求める社会的要請に応えるべく、大学院看護学研究科を開設した。その翌年度の2015(平成27)年4月には、より「高度な」専門的職業人養成の教育型大学として地域における専門的な「知の拠点」となるべく、それまでの看護福祉心理学部を看護学部と福祉心理学部の2学部に分離分割した。

この間、本学は2014(平成26)年度公益財団法人大学基準協会による大学評価(認証評 価)を受け、「大学基準協会の大学基準に適合していると認定する。」との評価結果を受 けた。この時期は、大学改革として大学院の新設、学部分離準備、新校舎・耐震建築など の対応の時期と重なり、前回の認証評価における本学の内部質保証は、新たなシステムへ のスムーズな移行を目指す段階にとどまっていた。その後本学は、内部質保証を大学の堅 実な発展の重要な契機として位置づけ、大学の教育・研究等の質を担保すべく、我々の独 自のPDCAサイクルシートを併用して行う方式を定着させ、理念達成の現状への厳しい内部 質保証を自らに課し、改善・改革に努めてきた。本学が率先して遂行する内部質保証は、 大学の教育・研究・管理等の質を担保すべく現状への厳しい内部質保証を自らに課し改 善・改革に努めるものである。それに加えて、多様な社会のニーズや学問の進歩にこたえ るため、本学自ら立つ位置を明確にしたビジョン「大学の地域の「知」の拠点づくり」 と、長期的目標「イノベーションセンターづくり」並びに中期的目標「「新潟青陵学」を 育てるプラットホームづくり」の達成度を自己点検・評価するものである。長・中期計画の 活動基本項目である6項目(「組織・運営基盤」、「入試」、「教育(教学)」、「研 究」、「学生支援」、「社会連携」、「国際化」)に沿って、学部、研究科、事務局と、 それらに属する各種委員会の諸活動を、PDCAサイクル方式を毎年繰り返して内部質保証を 推進・履行する方式も併せて導入している。

本学の内部質保証は、実務的には学長諮問委員会である「自己点検・評価委員会」主導の下、全教職員が関わる形で実施している。自己点検・評価委員会は各研究科及び各学部並びに大学内の各分野の組織で実施している毎年度の自己点検・評価を、統一したPDCAサイクルシートを用いて主導している。さらに、特に教学に関する内部質保証の責任を負う組織として、2014(平成26)年に教学改革推進会議を設置した。教学改革推進会議では、教育課程の全学的な方針策定に関すること、教学改革に関する政策形成および制度設計の検討並びに提言を主な目的に掲げ、学長のガバナンス強化と教学の強化推進を図ることで、大学教育の質的転換、自己点検・自己評価と内部質保証等の大学の改善・改革を求め

ることとしている。

今後もこれらの内部質保証システムを毎年改善し、理念達成による大学の堅実な発展を 推進するつもりである。

### 2. 全体的な目標の達成状況

看護、福祉、心理の専門領域における教員・研究者養成を兼ね備えた「高度な」専門職職業人養成の「教育型大学」をめざす本学の理念・目的に基づき育成された有為な人材が2004(平成16)年3月から社会に巣立っている。高い就職率を達成し、病院・医療福祉関係企業、一般企業等から高い評価を得ている。また、特に学部では毎年度入学定員を充分満たす学生が入学する状況が続いており、理念・目的・教育上の理念等の達成に向けた取り組みが有効に機能していることや教育研究組織が整備され充実してきたことによる成果の一端と考えている。

学部改組後には、全学組織として大学運営における重要事項を審議するため運営会議および評議会を置いている。さらに、組織的な教育を全学的に進めるために、学長主導による教学マネジメントシステムを整備してきており、その組織として教学改革推進会議を毎月定例で開催し、各学部・研究科のポリシーや自己点検・評価の検討を進めている。

本学の理念・目的を達成するために大学として教育・研究を担当するに相応しい能力を有する教員組織を整備し、教育の質の向上を図るため、教員のFD活動に関する取り組みを積極的に推進している。また、新校舎建設に伴い、「アクティブ・ラーニング」フロアを設け、FD活動と共に、新しい教育を推進している。このような教育の大幅な質的転換に対応すべく、能動的学習を可能にする授業計画支援として、ブレンデッド・ラーニングや反転授業等の授業計画を支援する仕組みの確立を目指すとともに、率先して学内の教育改革に取り組む教員又は組織に対して学長裁量経費等による財政的支援を開始した。毎年度実施している学生による「授業評価アンケート」は、2019(平成31)年度よりweb授業アンケートとして運用されるようになり、迅速に結果が集計され、FD活動に活用されるようになっている。教育に加えて、教員に求められる主要素の一つである研究の推進を図るべく、科学研究費補助金や各種研究助成金・受託研究費・奨学寄附金等外部資金の積極的な確保に努め、成果が出ている。

学生の受け入れに当たっては、地方における若年人口減少による私立大学の定員割れが起きているのに比すれば、過去数年間定員を適切に確保していることは大いに評価されて良い。ただし、福祉心理学部社会福祉学科の各コースにおいては毎年入試希望者数が不安定である等、原因を究明して改革すべき点は多い。

地域貢献では、前回認証評価対象であったエクステンションセンターに替えて、新たに 地域貢献センターを設立し、県内主要自治体との包括連携協定(新潟市、阿賀町)を出発 点として、人事交流を含めた医療保健・福祉心理領域の共同研究および地域での実践活動 に軸足を移した。さらに、大学間連携を推進し、新潟市都市圏連合、上越教育大学との連 携協定並びにCOC+事業への参加へと加速した。

国際化にむけては、共通の課題を抱える東アジア諸国の教育研究機関との国際的ネットワークを構築する目標に向かって環境を整備し、学生の国際交流・海外体験(韓国コットンネ大学との交流並びに中華人民共和国北京師範大学珠海分校との交流)は進んだ。今後は、教員の国際交流・海外留学を支援する方策を検討する。

### 3. 喫緊に取り組むべき課題および今後の展望

前回の認証評価では、大学の理念・目的の推進にあたり、内部質保証の構築を図ることを重要とした。そして、大学のビジョン、長・中期計画が大学運営の中核として位置する重要性が再認識された。今回の中間報告書は、長期目標「看護・福祉・心理学分野のイノベーションセンターとしての大学を目指す」(2015(平成27)~2021(平成33)年度)と中期目標「新潟青陵学を育てる、教育・研究・社会連携プラットホームを形成する」(2014(平成26)~2018(平成30)年度)のうち、中期目標と学内外の諸活動とを照合する形でまとめ、今後取り組むべき課題を浮かび上がらせた。

大学の理念・目的等を適切に設定しているにもかかわらず、それらを教職員及び学生への 周知並びに社会に正しく公表する方法については、検討の余地がある。特に、本学ホームペ ージ上で正しく発信するために、早急に継続して迅速に修正する体制を作っていかなけれ ばならない。

本学は、前回の認証評価で課題となった IR 推進室を 2014 (平成 26) 年に設立した。2018 (平成 30) 年度には新基幹システムを導入し、電子化情報の管理が開始された。今後、各組織がデータに基づく活動を推進できるように、IR 推進室の支援と連携を進める必要がある。そして、長・中期目標を達成させる各組織の諸活動を中心とする本学独自の活動成果を、正確にかつ信頼性を確保した形で IR データに基づく自己点検・評価が可能となるよう、改善を進めていきたい。特に、教育課程全体に関するマネジメント体制をより一層充実し、教育内容や教育方法も含めた教学全体に関する全学的な内部質保証が実効性を持って展開されなければならない。学長を中心とした教学マネジメント体制を強化するために 2014 (平成 26) 年10月に設立した教学改革推進会議が、教学改革に関る政策形成および制度設計を検討して評議会に提言し、自己点検・評価委員会や FD 委員会等の各種改革評価検討組織を統括し、さらに教務および入試関連の各種実務組織と有機的に関連しながら教学改革の基本方針を全学的に絶えず統一するように機能する環境を整えたい。その際、IR データを根拠に教学改革が継続的に協議されるよう検討して行きたい。

本学では、授与する学位ごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを設定 し広く周知している。各研究科・学部学科においてディプロマ・ポリシーを達成するべく、 教育課程を編成・実施している一方、教育課程及びその改善・向上に向けた取り組みとディ プロマ・ポリシーの達成度の関係の評価方法、また評価結果の活用方法について現在検討中 である。今後、取り組むべき重要な課題である。特に、ディプロマ・ポリシーの達成度は、 学生自身の自己評価が社会に出てからの課題に主体的に取り組める指標の一つになることから、如何に測定していくかが課題である。

学生の受け入れでは、機会あるごとに、教育課程の特色や学風、卒業後の進路状況、入試の内容や評価方法などについて対面式で丁寧に説明している。そのうえで適切な選抜を行っており、入学者の学業適応はいずれの下位組織でも良好で、中途退学者は極めて少ない。学生の受け入れの課題は、現行の入学試験は入試区分により評価する能力の偏りが大きいことである。例えば、センター試験利用入試では学力試験のみで構成されており、「主体的に学ぶ態度・協働性」という学力要素は直接評価しているとは言えない。入学試験委員会を中心に、今後の入試に向けた検討を始めることにしている。また、現在各研究科・学部学科も入試区分毎に作題意図、評価基準、求める水準等を学生募集要項に詳細に記載するまでに至っていない。各入試区分の意図並びに能力の評価基準等をより明確に学生募集要項にも記載することが課題である。

学生支援では、まず学生支援に関する全学的な基本方針の策定に関する課題がある。現行の全学的な基本方針は、ここ数年前年度のものを継続・踏襲して掲げられている。学生委員会において、「入学者の傾向等」を「適切な根拠(資料、情報)」に基づいて検討し、その結果を受けて全学的な基本方針を策定したり、評議会や教授会などに諮ったりしていない。学生支援に関する基本方針の策定プロセスの在り方を早急に検討する必要がある。

次に、学生支援体制の運用に関する課題がある。2015 (平成 27) 年度の学部改組によって、本学は2学部構成(看護学部と福祉心理学部)となり、それぞれの学部に学生支援を担当する委員会が設けられている。さらに、大学院の2研究科にもそれぞれ学生支援を担当する委員会が設けられている。これらの委員会を掌握する形で、評議会附置の学生委員会が設置されている。各研究科及び各学部に独自の委員会を設けることには一定の意義があるが、類似業務や共通業務も多く、現行の体制は非効率であることも否定できない。これに加えて、本学は新潟青陵大学短期大学部の学生委員会とも緊密に連携・協働しなければならない。今後、学生支援においてより効果的な連携・協働の在り方を検討したりする必要がある。

地域貢献センターの課題として、まず社会貢献及び社会連携の意義の学内認識を高め、社会貢献及び社会連携に関わる教員数を増やす必要があり、地域貢献センターを中心に教員参加を推進していく。教員評価の地域貢献項目が実質的に機能するような運用が必要である。また、学生と共働した連携企画事業を推進したい。地域貢献センターの活動は教職員が中心であり、今後は学生の積極的参加を促すために、学生を交えた事業企画を推進する必要がある。次に、本学の専門性を活かした公開講座の運営を目指すため、教員個人の専門性を活かした講座開講について新たな体制を構築することが課題である。これについては、新潟都市圏大学構成組織である学校法人新潟平成学院(新潟国際情報大学)及び新潟科学技術学園(新潟薬科大学、新潟工業短期大学)との連携事業「新潟SKYプロジェクト」が開催する共同講座として開講することを積極的に推進するよう運用変更を検討する必要がある。さらに、本学の社会貢献・社会連携の存在意義を、連携校や自治体等との関係性を強化

することで「知の拠点」として高める必要がある。

ボランティア活動の課題は、教職員に「大学教育」と「ボランティア活動」の関係について十分な整理がなされていないために生じている大きな意識の違いで混乱が生じていることである。教育プログラムとしてボランティア活動を推進するには、教職員自らが「社会貢献・ボランティア活動へ参画」していく体制が必要である。学生のみならず、教職員の意識を向上させる全学的な取り組みも課題となっている。ボランティア活動を通じて社会に寄与できる学生の育成については全学的課題として早急に改善すべく、平成33年度までに定期的に研修会などを丁寧に実施し、センターとして取り組んでいく予定である。学生の活動も多岐に渡ってきており、職員の業務量も増加してきていることから専従職員の増員などを検討する必要がある。

#### 4. おわりに

今後一層大学の役割分担、設立目的の明確さが求められる。本学は、地域の多様な医療機関・ケア施設との協力を深め、地域社会において「知の拠点」として誇りうる大学へと発展する覚悟を持っている。さらに高いレベルの研究教育水準を獲得し維持するために大学院の新設・増設も視野に入れる必要がある。

大学将来について、18歳人口の動向を踏まえると今後18歳人口だけにとらわれず社会人学生を確保し、その基盤づくりのためにも卒業生の組織化を推進し、生涯教育における本学の役割が増大するよう努めていかなければならない。これまで県内受験生を中心に広報を行ってきたが、県外受験生にも魅力ある教育体制・教育内容を理解してもらうため、少子化社会に総合的に対応した入試広報企画体制を強化していきたい。

本学が、地域にとって、学生にとって、さらに魅力ある大学となるよう、引き続き不断 の努力を行う所存である。今後とも、皆様からのご支援、ご指導をお願いしたい。